

# 対馬市立 対馬博物館年報



第1号

令和4年度・令和5年度分

令和6年3月31日

みたけさん



越高獅子右衛門

対馬博物館公式ナビゲートキャラクター

## はじめに

このたび、対馬博物館の館報を刊行いたします。

対馬博物館は、九州最北で朝鮮半島に最も近い島である対馬に令和4(2022)年4月30日に開館した初の本格的な収蔵展示機能をもつ総合博物館です。対馬市が長崎県と共同で建設し、平成27(2015)年の整備基本計画策定から約7年をかけて完成しました。

本書は、開館後の活動記録です。ご高覧いただいた皆様から今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りましたら幸いです。

令和7年3月31日

対馬博物館

館長 町田一仁

## 例言

1. 本書は、対馬博物館の令和4年度及び5年度の活動報告である。
2. 本書に記載した情報の収集整理は内山泰子(会計年度任用職員)が行った。
3. 本書の構成、編集は尾上博一(学芸員)が担当した。
4. 令和7年3月31日時点の組織体制は以下のとおり。

対馬市			
対馬市立対馬博物館		観光交流商工部	
		部長 阿比留忠明	
対馬博物館	対馬朝鮮通信使歴史館	博物館学芸課	文化交流課
館長 町田一仁 副館長 川辺真由美 学芸員 尾上博一・小栗栖まり子・ 谷尾 崇・迫田ひなの・萩原夏樹	館長 町田一仁	課長 川辺真由美 課長補佐 尾上博一 主任 小栗栖まり子・谷尾 崇・ 迫田ひなの・萩原夏樹 会計年度任用職員 河原美香・神宮 茂・熊埜御堂美耶・内山泰子	課長 扇 徹弥 課長補佐 米田晃二 係長 小島繁樹

# 目 次

## 一 概要

- (1) 理念
- (2) 施設
- (3) 沿革
- (4) 組織

## 二 活動

- (1) 展示
- (2) ワークショップ等

## 三 利用

- (1) 施設
  - (ア) 視察
  - (イ) 見学
  - (ウ) 実習研修
  - (エ) 貸し出し

- (2) 資料
  - (ア) 特別利用
  - (イ) 貸し出し

## 四 保存収集

- (1) 寄贈
- (2) 購入

## 五 運営

- (1) 入館者等
- (2) 刊行・販売

## 六 例規

- (1) 条例
- (2) 規則
- (3) 要綱
- (4) 規程



# 一 概要

## (1) 理念

### (ア)方針

対馬博物館では自然、歴史、文化、芸術を扱う総合博物館として特色ある資料を通し、古代から現代まで、朝鮮半島など大陸の国々や日本本土と活発な交流をしてきた対馬のあゆみを紹介する。また、対馬に伝わる文化財を大切に守り、対馬を知り、学ぶことのできる場をつくることで、対馬を愛する心を育み、対馬の大切な文化財を後世に継承していく。

### (イ)概念 (コンセプト)

対馬を伝え、交わりを生み、つないでいく

### (ウ)使命 (ミッション)

1. 対馬に関する資料を集め、守り、伝える
2. 資料を調べ、対馬について掘り下げる
3. 集まり、交わり、つながる場を整える
4. 気づきを生み、動くきっかけを作る
5. 対馬のまちと人に貢献する

### (エ)キャッチフレーズ (タグライン)

モノ・ヒト・コトのつながるところ

## (2) 施設

(ア)名称 対馬博物館

(イ)住所 〒817-0021 長崎県対馬市巖原町今屋敷 668 番地 2

(ウ)規模 地上 2 階(一部 3 階)

(エ)構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建て

(オ)面積 敷地面積 6,280m<sup>2</sup> 延床面積 4,097m<sup>2</sup>

(カ)設計 石本建築事務所・トータルメディア共同企業体

(キ)工事 I 工区(博物館ゾーン)と II 工区(交流ゾーン)に分割工事

(ク)開館 令和 4(2022)年 4 月 30 日

(ケ)分館 対馬朝鮮通信使歴史館(対馬市巖原町国分 1430 番地)

(コ)付属 駐車場 普通自動車 28 台分、身障者用 2 台分(バス等の駐車不可)

### (サ)諸室

#### ① 交流ゾーン

会議室・ラウンジ・体験学習室・ギャラリー・ミュージアムショップ・講座室

#### ② 博物館ゾーン

##### 1. 展示室

展示室は平常展示と特別展示を行う部屋に分かれている。どちらも博物館に収蔵している展示資料の特徴に合わせたケースを設けた。特別展示室には、高さ 4m の資料も掲示できる高いウォールケースを配置した。平常展示室には四角の枠を積み重ねたジャングルジムケースや、絵巻のような長いウォールケース、中央の地図を囲むように配置したコの字形ケースを配置した。

### i. 平常展示室

平常展示は総合、古代、中世、近世、近現代の四つの室と一つの場で構成されている。展示では、経済の視座で対馬を分析し、海を基盤とした活動の様相を提示する。そして、対馬における物と人と事の往来について明らかにしていく。そのために、次の三つの点を心がけた展示を行う。

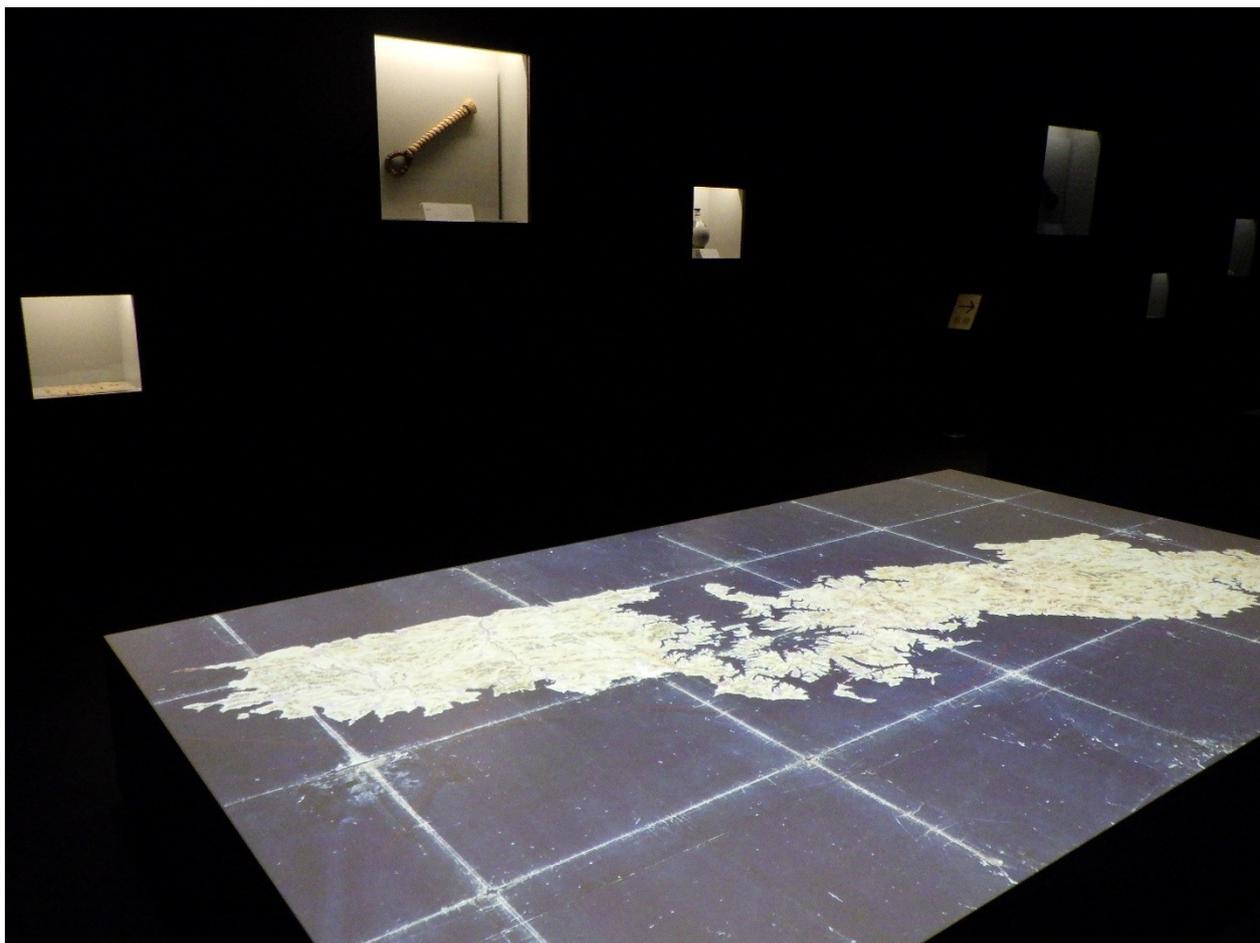
1. 朝鮮半島や日本各地をはじめとする東アジア、東南アジア諸地域と対馬を舞台とした交流を学べる展示
2. 古代から近現代までの移り変わりが分かる展示
3. 文化財の価値を学んで後世に伝えるきっかけとなる

### ii. 特別展示室

特別展示室は1と2に分かれており、目的や用途に合わせて単独でも、連結しても使用可能である。1は自由に独立ケースを配置できるよう、壁、床ともに固定のケースや設備は設けていない。2は大型資料の展示を可能とする高さ4mのウォールケースを2面に配置している。

## 2. 収蔵庫

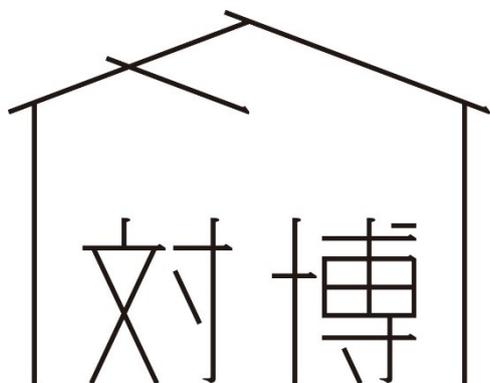
資料を長期間、最良の状態 で保管・保存するため、調湿性、断熱性、気密性を保持した外部環境の影響を受けにくい構造を検討した。内部は前室2、前室3、収蔵庫1～4で構成され、資料の状態などによって収蔵場所を分けて保管・保存することができる。また、庫内環境を一定に保つため、適正な温湿度で管理する空調設備を設け、各収蔵庫の温湿度を資料にあわせて設定している。なお、出入口扉は耐火性、防盜性の高い専用の扉となっている。



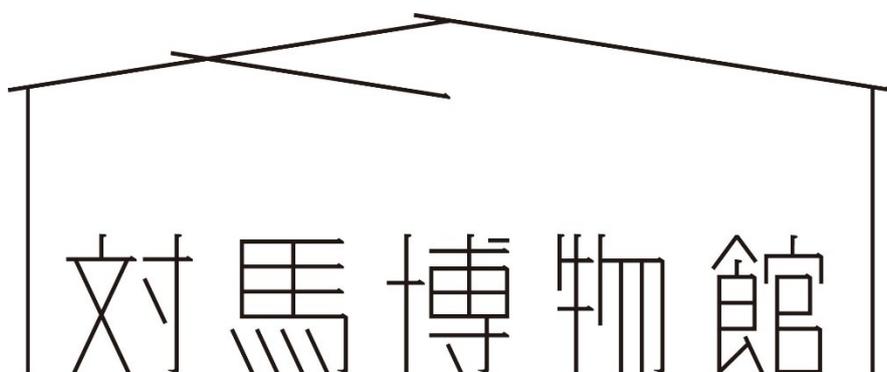
総合展示室

(3) ロゴ・キャラクター

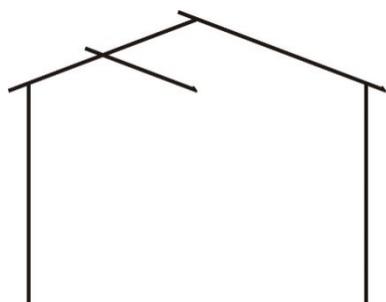
(ア) ロゴ



TSUSHIMA  
MUSEUM

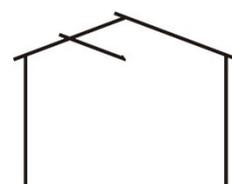


TSUSHIMA MUSEUM



対馬博物館

TSUSHIMA MUSEUM



対馬博物館

TSUSHIMA  
MUSEUM

(イ)公式ナビゲートキャラクター



## (4) 沿革

### (ア) 経過

平成 23 年(2011)	7 月	(仮称)対馬歴史海道博物館基本計画策定委員会 設置
平成 24 年(2012)	7 月	対馬博物館(仮称)基本計画～国際交流ミュージアム～ 策定
平成 27 年(2015)	3 月	博物館建設に係る国指定史跡金石城跡及びその周辺整備計画 策定
	11 月	対馬博物館(仮称)・対馬歴史研究センター(仮称)整備基本計画 策定
平成 29 年(2017)	10 月	朝鮮通信使に関する記録 ユネスコ記憶遺産登録
	12 月	I 工区(博物館ゾーン)建設工事着手
令和元年(2019)	3 月	I 工区(博物館ゾーン)建設工事完了
令和 2 年(2020)	7 月	II 工区(交流ゾーン)建設工事着手・博物館建設推進課を館内へ移転
	10 月	博物館建設推進課から博物館学芸課に課名変更
令和 3 年(2021)	10 月	対馬朝鮮通信使歴史館(分館)開館
令和 4 年(2022)	3 月	II 工区(交流ゾーン)建設工事完了
	4 月	対馬博物館開館

### (イ) 開館記念式典

#### ① 式次第

日 時：令和 4 年 4 月 29 日(金)13:30～

会 場：対馬博物館エントランスホール

- 開会
- 式辞  
対馬市長 比田勝尚喜
- 事業経過および施設紹介  
観光交流商工部博物館学芸課長 阿比留忠明
- 来賓祝辞  
参議院議員 古賀友一郎 様  
衆議院議員 谷川弥一 様(代読 後援会事務所長 松岡 壽 様)  
長崎県知事 大石賢吾 様(代理 対馬振興局長 陣野和弘 様)
- メッセージ紹介
- 来賓紹介
- 感謝状贈呈  
建設工事代表：星野建設(株)対馬支店 支店長 星野光圀 様  
資料寄贈者代表：相浦照行 様(代理 相浦琴子 様)
- チェロ演奏  
吉川よしひろ 様
- 公式ナビゲートキャラクター紹介
- テープカット
- 博物館内覧

## ② 出席者

対馬博物館開館記念式典出席者名簿				
所属	職名	氏名	代理	備考
駐福岡大韓民国総領事館	総領事	李熙燮		テープカット
参議院	議員	古賀友一郎		祝辞 テープカット
衆議院	議員	谷川弥一	松岡壽	祝辞代読 テープカット
衆議院	議員	山田勝彦	大窪浩章	テープカット
参議院	議員	金子原二郎	内山宗雄	テープカット
長崎県	知事	大石賢吾	陣野和弘	祝辞代読 テープカット
長崎県議会	議長	坂本智徳		テープカット
長崎県教育委員会	教育長	中崎謙司		テープカット
長崎県教育庁学芸文化課	課長	日高真吾		
長崎県対馬歴史研究センター	所長	外園利之		
九州大学	名誉教授	佐伯弘次		整備基本計画策定 委員・県シンポ
文化庁	参事官(文化創造担当)付地方展開企画 調整官	地主智彦		県シンポジウム
慶應義塾大学	名誉教授	田代和生		県基調講演
修理工房宰匠株式会社	代表取締役	藤井良昭		県シンポジウム
東京大学史料編纂所	准教授	須田牧子		県シンポジウム
九州大学	准教授	荒木和憲		県シンポジウム
大野城心のふるさと館	館長	赤司善彦		有識者会議
九州大学	名誉教授	藤原恵洋		有識者会議
長崎県文化財保護審議会	会長	立平進		有識者会議
東京大学総合研究博物館 マクロ先端研究発信グループ	助教	矢後勝也		有識者会議
公益財団法人 古都太宰府保存協会		森弘子		整備基本計画 策定委員
長崎県博物館協会	会長	小坂智子		
長崎歴史文化博物館	館長	水嶋英治		
対馬市議会	議長	初村久藏		テープカット
対馬市議会	副議長	黒田昭雄		
対馬市議会	議員	糸瀬雅之		
対馬市議会	議員	陶山莊太郎		
対馬市議会	議員	神宮保夫		

対馬市議会	議員	島居真吾		
対馬市議会	議員	坂本充弘		
対馬市議会	議員	伊原徹		
対馬市議会	議員	入江有紀		
対馬市議会	議員	船越洋一		
対馬市議会	議員	脇本啓喜		
対馬市議会	議員	春田新一		
対馬市議会	議員	小田昭人		
対馬市議会	議員	波田政和		
対馬市議会	議員	小宮教義		
対馬市議会	議員	上野洋次郎		
対馬市議会	議員	大浦孝司		
対馬市議会	議員	作元義文		
対馬市教育委員会	教育長	永留和博		テープカット
対馬市教育委員会	教育長職務代理者	一宮恵津子		
対馬市文化財保護審議会	会長	小島武博		
対馬市商工会	会長	山本博己	鍵本芳徳	
(一社)対馬観光物産協会	会長	佐伯達也		
(一社)対馬市国際交流協会	理事長	山本博己	今村純一	
対馬朝鮮通信使歴史館	名誉館長	松原一征		
厳原地区区長会	会長	柴田孝文		
今屋敷区	区長	戸田秀峰		
国分区	区長	中庭清八郎		
星野・武末・三重特定建設 工事共同企業体代表構成員	星野建設(株)対馬支店支店長	星野光圀		
内山・昭大特定建設工事 共同企業体代表構成員	(株)内山建設工業代表取締役	内山紀子		
(株)トータルメディア 開発研究所	代表取締役	山村健一郎		
株式会社石本建築事務所	代表取締役社長	長尾昌高		
株式会社中村建設	代表取締役	平山亮		
資料寄贈者		原祐二		
資料寄贈者		小田秀明		
資料寄贈者		青木秀文	随行者3名	
資料寄贈者		辻宏幸		
資料寄贈者		梅野美実		
資料寄贈者		相浦照行	相浦琴子 吉川よしひろ	

資料寄贈者		仁位孝雄		
鶴翼山西山寺	住職	田中節竜		
公式ナビゲート キャラクター命名者		春田尚子		
公式ナビゲート キャラクター命名者		近藤由佳		
対馬新聞社	代表社員	多田直樹		
読売新聞	記者	島居義人		
朝日新聞社	対馬通信員	佐藤雄二		
西日本新聞		平江望		
対馬市 CATV	(株)コミュニティメディア代表取締役	米田利巳		
長崎新聞対馬支局	支局長	手島聡志		
対馬市	市長	比田勝尚喜		テープカット
対馬市	副市長	俵輝孝		
対馬市	観光交流商工部部長	村井英哉		
対馬博物館	館長	町田一仁		テープカット



令和4年4月29日 開館記念式典テープカット

## (5) 組織

### (ア) 体制

#### ① 令和4年度

対馬市			
対馬市立対馬博物館		観光交流商工部	
		部長 村井英哉	
対馬博物館	対馬朝鮮通信使歴史館	博物館学芸課	文化交流課
館長 町田一仁 学芸員 尾上博一・小栗栖まり子・ 成富なつみ・谷尾 崇	館長 町田一仁	課長 阿比留忠明 課長補佐 尾上博一 係長 早田竜介 主任 小栗栖まり子・成富なつみ 主事 谷尾 崇 会計年度任用職員 河原美香・海田 めぐみ・西山優花	課長 玖須博一 課長補佐 米田晃二 係長 小島繁樹

#### ② 令和5年度

対馬市			
対馬市立対馬博物館		観光交流商工部	
		部長 村井英哉(～7月) 阿比留忠明(8月～)	
対馬博物館	対馬朝鮮通信使歴史館	博物館学芸課	文化交流課
館長 町田一仁 学芸員 尾上博一・小栗栖まり子・ 成富なつみ(～7月)・谷尾 崇	館長 町田一仁	課長 阿比留忠明(～7月) 川辺真由美(8月～) 課長補佐 尾上博一 係長 早田竜介 主任 小栗栖まり子・成富なつみ (～7月)・谷尾 崇 会計年度任用職員 河原美香・海田 めぐみ・小松敬一・小島成美・阿比留 里保	課長 玖須博一 課長補佐 米田晃二 係長 小島繁樹

#### (イ) 対馬博物館執務

対馬博物館は博物館学芸課が事務を執り行う。

#### (ウ) 対馬朝鮮通信使歴史館執務

対馬朝鮮通信使歴史館は文化交流課が事務を執り行い、学芸業務を博物館学芸課の学芸員が担当する。



对馬博物館



对馬朝鮮通信使歴史館

## 二 活動

### (1) 展覧会

#### (ア) 特別展

##### ① 令和4年度

#### 1. 開館記念特別展「対馬の外交Ⅰ以酊庵・京都両足院秘蔵資料にみるその役割」

会 期：令和4年4月30日(土)～6月26日(日)

入場者数：2,113人(有料：1,504人、無料：609人)

#### 2. 秋季特別展「対馬の外交Ⅱ朝鮮通信使」

会 期：令和4年10月15日(土)～12月4日(日)

入場者数：2,152人(有料：1,420人、無料：732人)

##### ② 令和5年度

#### 1. 開館1周年記念特別展「対馬の昆虫 陸橋の島の生物多様性」

会 期：令和5年4月29日(土)～7月30日(日)

入場者数：1,993人(有料：1,527人、無料：466人)

#### 2. 秋季特別展「発掘された日本列島2023」

会 期：令和5年11月11日(土)～令和6年1月8日(月)

入場者数：1,176人(有料：796人、無料：380人) ※会場諸室のうち特別展示室のみの記録。

#### (イ) 企画展

##### ① 令和4年度

#### 1. 開館企画展「博物館館ができるまで」(ギャラリー)

会 期：令和4年4月30日(土)～6月26日(日)

#### 2. 企画展「相浦正信コレクション展(昆虫標本)」(講座室)

会 期：令和4年4月30日(土)～令和5年1月15日(日)

#### 3. 企画展「川口誠写真展」(ギャラリー)

会 期：令和4年7月16日(土)～令和4年9月4日(木)

##### ② 令和5年度

#### 1. 企画展「海のむこうの昆虫たち」(講座室)

会 期：令和5年4月29日(土)～7月30日(日)

#### 2. 企画展「青木秀文絵画展」(ギャラリー)

会 期：令和5年4月29日(土)～6月4日(日)

#### 3. 企画展「ふるさと讃歌 須川英之写真展」(ギャラリー)

会 期：令和6年1月20日(土)～2月25日(日)

#### 4. 企画展「発掘された日本列島2022パネル展」(ギャラリー)

会 期：令和6年3月24日(日)～4月24日(水)

## (ウ) 展覧会等一覧

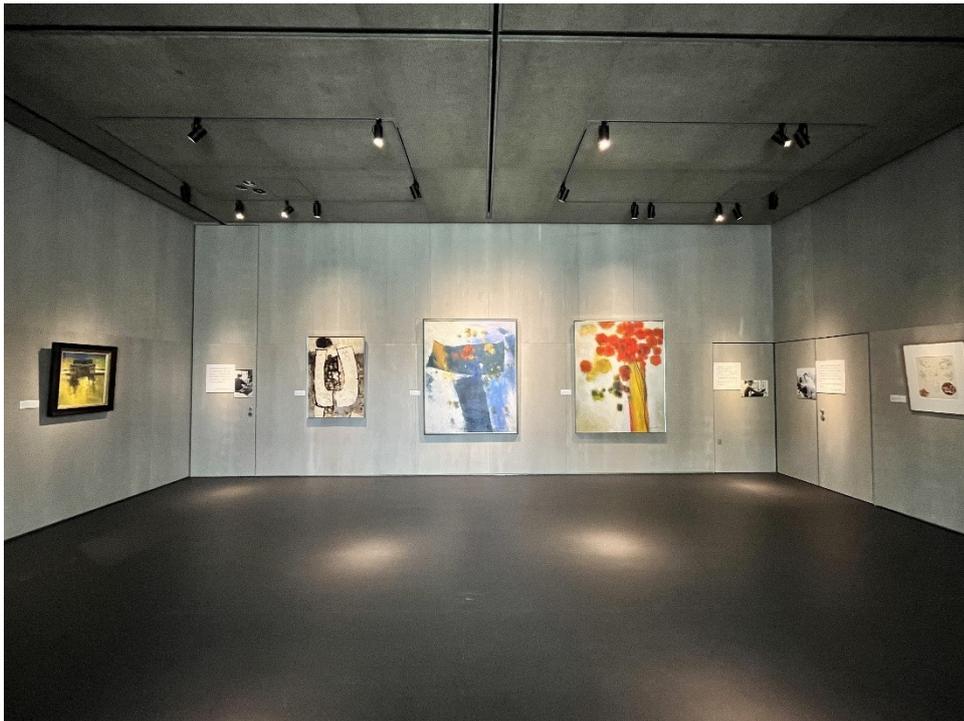
### ① 令和4年度

開催月日	イベント名等	会場	料金	主催等
4月30日 ～1月15日	相浦正信コレクション展	講座室	無料	対馬博物館
4月30日 ～6月26日	特別展「対馬の外交Ⅰ 以酌庵」	特別展示室	一般・大人 500円 高校・大学生 300円 小中学生・200円	対馬博物館
4月30日 ～6月26日	開館企画展「対馬博物館が できるまで」	ギャラリー	無料	対馬博物館
7月16日 ～9月4日	川口誠写真展「対馬で自然の息吹を記録する」	ギャラリー	無料	対馬博物館
7月30日 ～9月25日	長崎県対馬歴史研究センター企画展示「修理のあゆみー対馬宗家文書修理30年の歴史ー」	特別展示室	平常展示室観覧券で 観覧	長崎県対馬歴史研究センター
10月15日 ～11月9日	第29回朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会対馬大会企画展「朝鮮通信使写真展ー仁位孝雄作品によるー」	ギャラリー	無料	第29回朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会対馬大会実行委員会ほか
10月15日 ～12月4日	特別展「対馬の外交Ⅱ 朝鮮通信使」	特別展示室	一般・大人 500円 高校・大学生 300円 小中学生・200円	対馬博物館
1月14日 ～1月20日	トランク・ミュージアム	ギャラリー	無料	対馬市
3月24日 ～4月12日	発掘された日本列島2022 パネル展	ギャラリー	無料	対馬博物館

### ② 令和5年度

開催月日	イベント名等	会場	料金	主催等
4月29日 ～7月30日	特別展「対馬の昆虫 陸橋の島の生物多様性」	特別展示室	一般・大人 500円 小中高生 300円	特別協力：東京大学総合研究博物館
4月29日 ～7月30日	企画展「海のむこうの昆虫たち」	講座室	無料	対馬博物館
4月29日 ～6月4日	企画展「青木秀文絵画展」	ギャラリー	無料	対馬博物館
7月14日 ～7月26日	海上保安部企画展「対馬と共に歩んだ75年」	ギャラリー	無料	海上保安部
8月11日 ～9月18日	企画展「対州馬展」	講座室 ギャラリー	無料	対馬市上対馬振興部上県行政サービスセンター

9月22日 ～10月9日	平常展特集「対馬の古文書展」	特別展示室	平常展観覧券	対馬博物館
11月11日 ～1月8日	特別展「発掘された日本列島 2023」	特別展示室 ほか	一般・大人 550 円 高校・大学生 330 円 小中学生・220 円	対馬博物館
1月20日 ～2月25日	企画展「ふるさと讃歌 須川英之写真展」	ギャラリー	無料	対馬博物館
2月3日 ～2月25日	長崎県埋蔵文化財センター企画展「煌々しき境界の島」	特別展示室	無料	長崎県埋蔵文化財センター



令和5年4月29日～「青木秀文絵画展」

## (2) イベント等

### (ア) イベント

#### ① 令和4年度

##### 1. 対州馬乗馬体験

開催日時：令和4年5月4日 10：30～12：00

分野：自然

対象：指定なし※体重制限有り

告知文言：乗馬経験者の方はもちろん、初めての方でも気軽に楽しめる体験イベントです。

場所：対馬市清水が丘多目的広場

参加費用：無料

参加人数：145人

共催・委託・連携先：上県行政サービスセンター

## ② 令和5年度

### 1. 対馬の昆虫展クイズラリー

期 間：令和5年4月29日～7月30日

分 野：自然

対 象：特別展観覧券購入者(特別展観覧券1枚購入につき、ラリーカード1枚(クリップペンシル付き)が配布されます。なお、招待券や減免での入場、無料の未就学児は対象外です。)

告知文言：楽しみながら特別展を観てもらうことを目的とした全5問三択のクイズラリーです。問題は全50問の中からランダムで出題されますが、自然史特別展(特別展示室)及び海外昆虫標本展示(講座室)の中に答えが隠されていますので、ぜひ挑戦してみてください！

場 所：対馬博物館特別展示室及び講座室

特 典：【特典】1. 答えてもらおう！全問答えたカード(答えの正解不正解は関係ありません)をミュージアムショップに持って行くと、カード1枚につき「オリジナルシール」が1枚もらえます。なお、オリジナルシールは毎月デザインが変わるのでお楽しみに！  
1期：対馬の昆虫第1弾(配布期間：4/29～5/31)2期：対馬の昆虫第2弾(配布期間：6/2～6/30)3期：世界の昆虫(配布期間：7/1～7/30)2. 応募して当てよう！カード裏面にある申込欄に必要事項を記入し、ミュージアムショップにある応募箱に投函すると、全問正解者の中から抽選で「昆虫標本」や「対馬博物館オリジナルグッズ」をプレゼントします。1回目の抽選6月上旬(抽選対象：4/29～5/31に投函されたもの)2回目の抽選7月上旬(抽選対象：6/2～6/30に投函されたもの)3回目の抽選8月上旬(抽選対象：7/1～7/30に投函されたもの)

参加人数：898人

### 2. 対州馬乗馬体験

開催日時：令和5年5月5日10:30～11:45

分 野：自然

対 象：特になし

告知文言：乗馬経験者の方はもちろん、初めての方でも気軽に楽しめる体験イベントです。申込不要ですので、お気軽にご参加ください。

場 所：対馬市清水ヶ丘多目的広場

参加費用：特別展の観覧券(半券も可)をお持ちください

参加人数：雨のため中止

### 3. 開館1周年記念シンポジウムみんなの博物館

開催日時：令和5年5月27日13:00～17:00

分 野：なし

対 象：指定なし

講 師：【講師】河合恭典(壱岐市立一支国博物館学芸員・副館長)、清野聡子(九州大学大学院工学研究院環境社会部門准教授)、花田伸一(キュレーター、佐賀大学芸術地域デザイン学部准教授)(パネリスト)上野芳喜(一般社団法人対馬CAPP代表理事)、山口華代(長

崎県対馬歴史研究センター学芸員)、吉留徹(熊本市記念館夏目漱石内坪井旧居館長)、  
【コーディネーター】矢後勝也(東京大学総合研究博物館講師)

告知文言：開館1周年記念シンポジウム「みんなの博物館」を開催します！博物館をみんなで育てるには？地域に溶け込んだ博物館とは？博物館に抱くそれぞれの期待を教えてください！市民の皆さんと博物館の連携関係を築くため、各地から専門家を招き、地域と博物館の連携のあり方や市民参画の事例を紹介していただきます。市民の皆さんに対馬博物館を身近に感じてもらい、積極的に活動に参画してもらうためのアイデアを皆さんとともに考える時間もありますので、興味のある方は奮ってご参加ください。

場 所：対馬市交流センター3階大会議室

参加費用：無料

参加人数：不詳(定員なし)

主催：対馬博物館、(一財)自治総合センター

#### 4. 夏休みイベントお盆限定！クイズラリー(平常展)

期 間：令和5年8月11日～8月15日

分 野：その他

対 象：平常展観覧券購入者(平常展観覧券1枚購入につき、ラリーカード1枚(クリップペンシル付き)が配布されます。なお、招待券や減免での入場、無料の未就学児は対象外です) 特典：1. 答えてもらおう！全問答えたカード(答えの正解不正解は関係ありません。)をミュージアムショップに持って行くと、カード1枚につき「オリジナルシール」が1枚もらえます。2. 応募して当てよう！カード裏面にある申込欄に必要事項を記入し、ミュージアムショップにある応募箱に投函すると、全問正解者の中から抽選でプレゼントが当たります。

告知文言：楽しみながら平常展を観てもらうことを目的とした全5問3択のクイズラリーです。平常展示室の中に答えが隠されていますので、ぜひ挑戦してみてください！

場 所：対馬博物館平常展示室

参加費用：平常展観覧券が必要

参加人数：194人

#### 5. 対州馬乗馬体験

開催日時：令和5年8月12日10:00～12:00

分 野：自然

対 象：特になし

告知文言：乗馬経験者の方はもちろん、初めての方でも気軽に楽しめる体験イベントです。申込不要ですので、お気軽にご参加ください。

場 所：金石城跡櫓門横広場

参加費用：無料

参加人数：112人

#### 6. 対州馬乗馬体験

開催日時：令和5年9月17日10:00～12:00

分 野：自然

対 象：特になし

告知文言：乗馬経験者の方はもちろん、初めての方でも気軽に楽しめる体験イベントです。申込不要ですので、お気軽にご参加ください。

場 所：対馬市清水ヶ丘多目的広場

参加費用：無料

参加人数：雨のため中止

## (イ)公演会

### ① 令和4年度

#### 1. 対馬博物館開館記念イベント んまつーポスダンス公演

開催日時：令和4年5月8日14:00～15:00

分 野：美術

対 象：小学生、中学生、高校生、大学生、会社員、高齢者、その他

講 師：んまつーポス(ダンサー)

告知文言：んまつーポスによるダンス公演はこんなことをします！対馬博物館の建物の色々なスペースを使って、んまつーポスによるダンスパフォーマンスを開催します。博物館の中で展示物(ダンス作品)を鑑賞してみませんか？この時間に対馬博物館に来館された方は、この時にしか出会えない博物館との出会いが待っています！

場 所：対馬博物館

参加費用：無料

参加人数：不詳

共催・委託・連携先：(一社)namstrops

#### 2. んまつーポスワークショップ・ダンス公演

開催日時：令和4年10月30日1回目10:00～11:00、2回目13:00～14:00

分 野：美術

対 象：特になし

告知文言：みなさん、ダンスグループ「んまつーポス」と一緒に対馬博物館の収蔵資料をつくってみませんか？「校歌 de ダンス」ではこんなことをします！①それぞれの町にある小学校、もしくは参加者(対馬出身の方)の母校の校歌の歌詞から一部を選び、んまつーポスと一緒にそのフレーズにあわせて振り付けを創ります。②創った振り付けでダンスする様子を映像で記録します。創った振り付けを映像に残します(採集します)。③選んだ歌詞の部分を参加者に歌っていただき、録音します。④参加者のみなさんから採集した映像を編集し、ひとつのダンス映像を製作します。⑤制作した映像作品は、博物館のエントランスホールで放映します。

場 所：対馬博物館

参加費用：無料

参加人数：30人

共催・委託・連携先：(一社)namstrops

#### 3. 「偽闘-GITOH-」(対馬博物館会場)

開催日時：令和4年10月30日17:30～18:00

分野：美術

対象：特になし

告知文言：んまつーポスによるダンス公演はこんなことをします！ただの玩具じゃなくなる時。玩具が玩具でなくなる時。戦いがあそびじゃなくなる時。結構“おもちゃ”って怖いですよね。一番怖いのは、闘いが何回もリプレイできる場所。わーこわい。僕も“おもちゃ”きみも“おもちゃ”さあ、“おもちゃ”で遊んでいるのはだ～れだ？閉館後の博物館で一体何が起るのか、ドキドキわくわくなダンスパフォーマンスを一緒に楽しもう！

場所：対馬博物館

参加費用：無料

参加人数：不詳(定員 30 人)

共催・委託・連携先：(一社)namstrops

#### 4. んまつーポスワークショップ・ダンス公演

開催日時：令和4年11月3日1回目10:00~11:00、2回目13:00~14:00

分野：美術

対象：特になし

告知文言：んまつーポスによるダンス公演はこんなことをします！ただの玩具じゃなくなる時。玩具が玩具でなくなる時。戦いがあそびじゃなくなる時。結構“おもちゃ”って怖いですよね。一番怖いのは、闘いが何回もリプレイできる場所。わーこわい。僕も“おもちゃ”きみも“おもちゃ”さあ、“おもちゃ”で遊んでいるのはだ～れだ？空と海が広がる上対馬は三宇田浜で一体どんなストーリーが展開されるのか、ドキドキわくわくなダンスパフォーマンスを一緒に楽しもう！

場所：三宇田浜海水浴場

参加費用：無料

参加人数：30人

共催・委託・連携先：(一社)namstrops

#### 5. 「偽闘-GITOH-」(対馬博物館会場)

開催日時：令和4年11月3日17:30~18:00

分野：美術

対象：特になし

告知文言：んまつーポスによるダンス公演はこんなことをします！ただの玩具じゃなくなる時。玩具が玩具でなくなる時。戦いがあそびじゃなくなる時。結構“おもちゃ”って怖いですよね。一番怖いのは、闘いが何回もリプレイできる場所。わーこわい。僕も“おもちゃ”きみも“おもちゃ”さあ、“おもちゃ”で遊んでいるのはだ～れだ？閉館後の博物館で一体何が起るのか、ドキドキわくわくなダンスパフォーマンスを一緒に楽しもう！

場所：三宇田浜海水浴場

参加費用：無料

参加人数：不詳(定員 30 人)

共催・委託・連携先：(一社)namstrops

## ② 令和5年度

### 1. クラシックライブ

開催日時：令和5年5月7日14:00～15:00(13:30開場)

分野：美術

対象：指定なし

告知文言：バイオリニストの堀井亜紀子さんと、ピアニストの川崎美香さんの奏でる素敵な音色をぜひご堪能ください。1年ぶりのクラシックライブ。今年も無料でお楽しみいただけます。

場所：対馬博物館

参加費用：無料

参加人数：不詳(定員なし)

共催：株式会社東横イン

### (ウ)講座・講演

## ① 令和4年度

### 1. 特別展関連歴史講座・ギャラリートーク「京都両足院伝来の対馬・朝鮮関係資料について」

開催日時：令和4年5月21日14:00～

分野：美術

対象：小学生、中学生、高校生、大学生、会社員、高齢者

講師：福島恒徳(花園大学教授・歴史博物館館長)、片山真理子(花園大学歴史博物館研究員)

告知文言：対馬博物館開館記念特別展「対馬の外交 I 以酌庵」の関連イベントとして開催する歴史講座&ギャラリートークです。

場所：対馬博物館講座室・特別展示室

参加費用：無料

参加人数：不詳

### 2. 特別展関連歴史講座「京都両足院について」

開催日時：令和4年6月25日14:00～

分野：美術

対象：特になし

講師：伊藤東凌(両足院副住職)

告知文言：対馬博物館開館記念特別展「対馬の外交 I 以酌庵」の関連イベントとして開催する歴史講座です。

場所：対馬博物館講座室

参加費用：無料

参加人数：不詳

### 3. 特別展関連歴史講座「朝鮮通信使の淀川上り」&ギャラリートーク

開催日時：令和4年11月12日14:00～15:00

分野：歴史

対象：特になし

講師：大澤研一(大阪歴史博物館館長)

告知文言：特別展「対馬の外交Ⅱ朝鮮通信使—江戸登城・淀川上り・文化交流」の関連イベントとして開催する歴史講座&ギャラリートークです。大阪歴史博物館館長の大澤研一氏をお招きして、朝鮮通信使行列のハイライトの一つである、淀川上りについてご講演いただきます。

場所：対馬博物館講座室・特別展示室

参加費用：無料

参加人数：不詳(定員 25 人)

## ② 令和5年度

### 1. 特別展関連自然史講座「東北日本と対馬の昆虫」

開催日時：令和5年6月24日 14:00~15:00

分野：自然

対象：小学生、中学生、高校生、大学生、会社員、高齢者

講師：工藤誠也(弘前大学農学生命科学部研究機関研究員)

告知文言：対馬博物館開館1周年記念特別展「対馬の昆虫陸橋の島の生物多様性」の関連イベントとして開催する自然史講座です。青森県でチョウやガを中心に昆虫や魚類の研究をする傍ら、昆虫写真家としても活躍されている工藤誠也博士をお招きして、東北日本の昆虫たちと対馬の昆虫の関係性について講演していただきます。遠く離れた青森と対馬の意外な関係性とは？

場所：対馬博物館ギャラリー

参加費用：無料

参加人数：23人

### 2. 特別展関連イベント「日本蝶類学会バタフライフォーラム in 対馬バタフライフォーラム」

開催日時：令和5年7月8日 14:00~15:30

分野：自然

対象：指定なし

講師：矢後勝也(日本蝶類学会副会長/東京大学総合研究博物館)、長谷川大(日本蝶類学会理事)

告知文言：「対馬のゼフィルス/長谷川大」対馬には5種類のゼフィルスが生息しています。ゼフィルスとは日本に25種類が知られるミドリシジミの仲間を指す愛称です。今回はオスの翅が宝石のように輝くウラジロミドリシジミやキリシマミドリシジミについて、対馬産に固有の特徴や、近縁種との比較に基づく考察などについてお話します。

「対馬固有の蝶・ツシマウラボシシジミの保全とその未来/矢後勝也」日本では対馬にのみ分布するツシマウラボシシジミは、かつては対馬北部では普通に見られるチョウでした。ところが近年のシカ・イノシシの急増やスギ林の管理放棄により、幼虫の食草や吸蜜植物が激減し、一時は絶滅寸前までに追い込まれました。現在では行政、昆虫園館、保全団体、研究者、学校、市民ボランティアなど、さまざまな立場の人々がこのチョウを守る活動に参加し、少しずつですが生息地が増えつつあります。本講演では、このツシマウラボシシジミの保全活動について紹介するとともに、今後の将来についてみなさんと考えてみたいと思います。

場所：対馬博物館ギャラリー

参加費用：無料  
参加人数：17人

## (エ)ワークショップ

### ① 令和4年度

#### 1. 昆虫採集・標本作製入門

開催日時：令和4年7月26日9：30～12：30

分野：自然

対象：小学生とその保護者

講師：矢後勝也先生(東京大学総合研究博物館)、境良朗先生

告知文言：学総合研究博物館の矢後勝也先生、対馬で長きにわたり昆虫の調査研究を行ってきた境良朗先生を迎えてワークショップを開催し、市民の皆さんに対馬の昆虫の魅力を体感していただくとともに、資料として残す標本作製技術を体験していただきます。①清水山城跡三の丸での昆虫採集②主に採集した昆虫を用いた標本作製講習

場所：清水山、対馬博物館体験学習室

参加費用：無料

参加人数：17人

共催・委託・連携先：東京大学総合研究博物館

#### 2. むかしの本を見てみよう

開催日時：令和4年8月17日14：00～16：00

分野：歴史

対象：中学生

講師：成富なつみ(対馬博物館学芸員)

告知文言：博物館に展示されている昔の本を見て、何と書いてあるのか一度読んでみたいと思ったことはありませんか？今回は学芸員と一緒に博物館に収蔵されている昔の本を見て、その内容に触れてみましょう。

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：無料

参加人数：2人

#### 3. むかしの本を見てみよう

開催日時：令和4年8月20日14：00～16：00

分野：歴史

対象：小学生

講師：成富なつみ(対馬博物館学芸員)

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：無料

参加人数：2人

#### 4. 虫の名前を調べてみよう

開催日時：令和4年8月21日10：00～12：00

分野：自然

対 象：小中学生

講 師：谷尾崇(対馬博物館学芸員)

告知文言：虫を発見しても、それが何という名前の虫なのかがわからず、調べようにもどのように調べたらよいかわからないことも多いのでは？今回、学芸員と一緒に虫の名前を調べることで、もっと虫について詳しくなって、もっと自然と触れ合うことが楽しくなります。

場 所：対馬博物館体験学習室

参加費用：無料

参加人数：2人

## 5. まが玉をつくってみよう

開催日時：令和4年8月23日14：30～16：30

分 野：考古

対 象：小学生

講 師：尾上博一(対馬博物館学芸員)

内 容：昔、古代の人たちがアクセサリーとして身に着けた「まが玉」をつくってみませんか？実際に自分の手で作ることで、当時の人たちの暮らしが見えてきます。

場 所：博物館(屋外)

参加費用：無料

参加人数：21人

## 6. 博物館に展示されているものをえがいてみよう

開催日時：令和4年8月25日13：30～16：00

分 野：美術

対 象：小学生

講 師：小栗栖まり子(対馬博物館学芸員)

内 容：展示室に展示されている仏像や絵図など、様々な展示資料をモチーフに絵を描くことができる貴重な機会です。休館日に開催するため、展示室で集中して展示資料を描くことができます。また、鉛筆以外の着彩といった作業は体験学習室で行いますので、安心してご参加ください。

場 所：博物館体験学習室

参加費用：無料

参加人数：コロナ感染拡大のため中止

## 7. これ、なんの穴？(1)

開催日時：令和4年10月8日14：00～16：00

分 野：考古

対 象：小学生

講 師：小畑弘己(熊本大学大学院人文科学研究部教授)

告知文言：縄文土器の表面にはいろんな穴があります。この穴はなんでしょうか。正体を探るために顕微鏡観察やシリコン樹脂による型取りをします。ワークショップでは顕微鏡の観察と、模型を使った型取り体験を行います。

場 所：対馬博物館体験学習室

参加費用：無料

参加人数：11人

## 8. これ、なんの穴?(2)

開催日時：令和4年10月9日10:00~12:00

分野：考古

対象：中学生

講師：小畑弘己(熊本大学大学院人文科学研究部教授)

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：無料

参加人数：3人

## 9. 作って食べて知る 文化財の魅力講座 お菓子な博物館鑑賞会

開催日時：令和5年2月26日

分野：美術

対象：小中学生・高校生

講師：渡辺圭二(渡辺菓子舗和菓子職人)、藤丸阿弥(和菓子調整處・藤丸和菓子職人)

告知文言：博物館で展示を見ていると、色々な気づきや学びがあります。あれれ、こんなところにこんな形のものがあったんだ！仏像ってこんな表情をしてたんだ！何を考えているのかな？わぁ、昔の対馬の人もこの食材を食べてたんだぁ～！そんな発見をお菓子にして最後はお口の中に。目、耳、鼻、舌、手を使って学びを体の中に吸収することで、きっと対馬の歴史と文化がみなさんの体の中にも根付くことでしょう。今回は、地元対馬で菓子職人として活躍する渡辺菓子舗の渡辺圭二氏と、太宰府にある和菓子調整處・藤丸の藤丸阿弥氏をお招きし、対馬博物館の展示資料や対馬の食材をテーマにお菓子づくりに挑戦します。お菓子づくりを通して、対馬に伝わる文化財や対馬に根付く文化に触れることで、ぜひ郷土の魅力を感じてください。

場所：対馬市交流センター

参加費用：500円

参加人数：14人

共催・委託・連携先：渡辺菓子舗

## 10. 作って食べて知る 文化財の魅力講座 お菓子な博物館鑑賞会

開催日時：令和5年3月5日

分野：美術

対象：小中学生・高校生

場所：上対馬総合センター

参加費用：500円

参加人数：14人

共催・委託・連携先：渡辺菓子舗

## ② 令和5年度

### 1. 昆虫標本教室

開催日時：令和5年7月29日10:00~11:00

分野：自然

対象：小学生、中学生小学生については保護者同伴(小学校高学年を推奨)

講師：境良朗(対馬の自然と生き物の会)

内容：対馬博物館の自然史担当学芸員が、対馬で長きにわたり昆虫の調査研究を行ってきた境良朗先生を迎えてワークショップを開催し、市民の皆さんに実際に手に取って対馬の昆虫の魅力を体感していただくとともに、資料として残す標本作製技術を体験していただきます。

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：500 円

参加人数：12 人

## 2. くずし字キーホルダーをつくろう(午前の部)

開催日時：令和5年7月30日10:30~12:00

分野：歴史

対象：小学生、中学生

告知文言：古文書につかわれている「くずし字」について学んだ後、プラ板にくずし字をつかってデザインし、オリジナルのキーホルダーをつくります。読みにくいのでちょっと難しいなと思ってしまうくずし字ですが、この機会にくずし字について学んで、くずし字をつかったものづくりにチャレンジしてみませんか？

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：無料

参加人数：12 人

主催：長崎県対馬歴史研究センター

## 3. くずし字キーホルダーをつくろう(午後の部)

開催日時：令和5年7月30日10:30~12:00

分野：歴史

対象：小学生、中学生

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：無料

参加人数：9 人

主催：長崎県対馬歴史研究センター

## 4. 絵付け体験！オリジナル箸置きをつくろう

開催日時：令和5年8月11日10:00~15:30

分野：美術

対象：特になし

告知文言：お気に入りの箸置きをつくってごはんの時間をもっと楽しく、気軽に絵付け体験ができるワークショップです。自分の好きな色や形を描いてオリジナルの箸置きをつくってみませんか？絵付け作業は30分程度ですが、乾燥・焼きに1時間程度を要しますので制作からお渡しまでの時間は1時間半程度となります。乾燥・焼き作業は博物館スタッフが行いますので、その時間はどうぞ博物館で過ごす時間をお楽しみください。

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：500 円

参加人数：34 人

## 5. 昆虫標本をつくろう(午前の部)※小学生対象

開催日時：令和5年8月13日10:00～11:30

分野：自然

対象：小学生

告知文言：対馬の昆虫の魅力を体感しよう。昆虫を資料として後世に残すために必要な標本作製技術を体験することができるワークショップです。

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：500円

参加人数：10人

## 6. 昆虫標本をつくろう(午後の部)※中高生対象

開催日時：令和5年8月13日14:00～15:30

分野：自然

対象：中学生・高校生

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：500円

参加人数：10人

## 7. 海洋ごみをアップサイクル！キーホルダーをつくろう

開催日時：令和5年8月19日13:30～15:30

分野：美術

対象：小学生、中学生、高校生

講師：一般社団法人対馬CAPPA

告知文言：海洋プラスチックごみをアップサイクルしてキーホルダーをつくるワークショップです。対馬の海ごみ問題について学んだ後は実際に海洋ごみをつかったものづくりを体験します。対馬の環境について学びながら、環境問題に取り組む方法を考えます。

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：500円

参加人数：21人

## 8. シルクスクリーンに挑戦！マイバッグをつくろう

開催日時：令和5年8月23日14:00～15:30

分野：美術

対象：小学生、中学生、高校生

告知文言：版画技法のひとつ、シルクスクリーンという技法をつかって、自分の好きな色や形でデザインしたトートバッグをつくることのできるワークショップです。夏休みのお出掛けに、自分でつくったマイバッグをもって、楽しい思い出づくりに出かけませんか？

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：500円

参加人数：15名

## 9. 考古資料ワークショップ「土器圧痕レプリカ作製観察」これ、なんの穴？(第1部)

開催日時：令和5年10月7日10:00～12:00

分野：考古

対象：小学生、中学生、高校生、大学生、会社員、高齢者

講師：小畑弘己(熊本大学大学院人文科学研究部教授)

告知文言：土器の表面にはいろんな形の穴が残っています。この穴は、いったいなんでしょう？  
穴にシリコン樹脂を注入して型を取り、穴のもとになったモノの複製(レプリカ)を観察します。その正体は何か、なぜ土器に穴(痕跡)が残っているのか、顕微鏡などを使った観察で探ります。

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：無料

参加人数：14人

#### 10. 考古資料ワークショップ「土器圧痕レプリカ作製観察」これ、なんの穴？(第2部)

開催日時：令和5年10月7日13:30~15:30

分野：考古

対象：小学生、中学生、高校生、大学生、会社員、高齢者

講師：小畑弘己(熊本大学大学院人文科学研究部教授)

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：無料

参加人数：3人

#### 11. 獣害から獣財へー対馬の鹿と猪の皮をつかってキーホルダーをつくろう

開催日時：令和5年12月7日

分野：美術

対象：一人暮らし高齢者などを対象

場所：高齢者コミュニティセンター

参加費用：無料

参加人数：13人

主催：対馬市(対馬博物館・保健部南地区保健センター)

協力：対馬市社会福祉協議会美津島支所「ふれあいサロン事業」、(一社)daidai

#### 12. 対馬のイノシシとシカの皮を使って対州馬のキーホルダーをつくろう！(第1回)

開催日時：令和6年2月11日13:30~15:00

分野：美術

対象：ファミリーであれば年齢制限はありません。

講師：一般社団法人 daidai

告知文言：対馬の獣害問題について学びながら、対馬のイノシシとシカの皮を使った対州馬の形のキーホルダーを作ります。自分だけのオリジナルキーホルダーをファミリーで作ってみませんか？ファミリーであれば年齢制限はありません。イベントに参加を希望される方は、申込みボタンから①~④を記入の上お申込みください。

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：1個1,000円

参加人数：17人

### 13. 対馬のイノシシとシカの皮を使って対州馬のキーホルダーをつくろう！(第2回)

開催日時：令和6年2月24日13:30～15:00

分野：美術

対象：ファミリーであれば年齢制限はありません。

講師：一般社団法人 daidai

場所：対馬博物館体験学習室

参加費用：1個1,000円

参加人数：14人

#### (オ)解説

##### ① 令和4年度

###### 1. 特別展「朝鮮通信使」展示解説会

開催日時：令和4年10月22日14:00～15:00

分野：歴史

対象：特になし

告知文言：特別展「対馬の外交Ⅱ朝鮮通信使—江戸登城・淀川上り・文化交流」の関連イベントとして開催するギャラリートークです。

場所：対馬博物館特別展示室

参加費用：特別展観覧券が必要

参加人数：不詳

###### 2. 特別展「朝鮮通信使」展示解説会

開催日時：令和4年11月19日14:00～15:00

分野：歴史

対象：特になし

場所：対馬博物館特別展示室

参加費用：特別展観覧券が必要

参加人数：不詳

##### ② 令和5年度

###### 1. 特別展「対馬の昆虫陸橋の島の生物多様性」展示解説会

開催日時：令和5年4月30日14:00～15:00

分野：自然

対象：特別展観覧券が必要

告知文言：特別展「対馬の昆虫陸橋の島の生物多様性」の関連イベントとして開催するギャラリートークです。

場所：対馬博物館特別展示室

参加費用：特別展観覧券が必要

参加人数：30人

###### 2. 特別展「対馬の昆虫 陸橋の島の生物多様性」展示解説会

開催日時：令和5年6月3日14:00～15:00

分野：自然

対 象：特別展観覧券が必要  
場 所：対馬博物館特別展示室  
参加費用：特別展観覧券が必要

参加人数：11人

### 3. 特別展「対馬の昆虫 陸橋の島の生物多様性」展示解説会

開催日時：令和5年7月15日14:00～15:00

分 野：自然

対 象：特別展観覧券が必要  
場 所：対馬博物館特別展示室  
参加費用：特別展観覧券が必要

参加人数：23人

### 4. 企画展「対州馬展」展示解説会

開催日時：令和5年8月11日14:00～14:30

分 野：自然

対 象：特になし

告知文言：「対州馬展」の展示解説会。

場 所：対馬博物館ギャラリー・講座室

参加費用：無料

参加人数：7人

### 5. 夏休みイベント展示解説会(平常展)

開催日時：令和5年8月12日14:00～14:30

分 野：その他

対 象：特になし

告知文言：対馬博物館の平常展示を紹介する展示解説会

場 所：対馬博物館平常展示室

参加費用：平常展の観覧券が必要

参加人数：不詳(定員なし)

### 6. 夏休みイベント展示解説会(平常展)

開催日時：令和5年8月20日14:00～14:30

分 野：その他

対 象：特になし

場 所：対馬博物館平常展示室

参加費用：平常展の観覧券が必要

参加人数：不詳(定員なし)

### 7. 特別展「発掘された日本列島2023」展示解説会

開催日時：令和5年11月18日10:30～11:30

分 野：考古

対 象：特になし

解 説：近江俊秀(文化庁主任文化財調査官)※代行尾上博一(対馬博物館学芸員)

告知文言：対馬博物館で開催中の特別展「発掘された日本列島 2023 調査研究最前線」を紹介する  
展示解説会。

場 所：対馬博物館特別展示室ほか(体験学習室集合)

参加費用：特別展観覧券が必要

参加人数：15 人

#### 8. 特別展「発掘された日本列島 2023」展示解説会

開催日時：令和 5 年 11 月 25 日 10：30～11：30

分 野：考古

対 象：特になし

講 師：尾上博一(対馬博物館学芸員)

告知文言：対馬博物館で開催中の特別展「発掘された日本列島 2023」の平常展示企画展「地域展  
示海洋を隔てた交流」を紹介する展示解説会を行います。

場 所：対馬博物館平常展示室ほか(エントランスホール集合)

参加費用：平常展観覧券が必要

参加人数：13 人

#### 9. 特別展「発掘された日本列島 2023」地域展示 2 「対馬の発掘史」展示解説会

開催日時：令和 5 年 12 月 2 日 10：30～11：30：00

分 野：考古

対 象：特になし

講 師：寺田正剛(長崎県埋蔵文化財センター所長)

告知文言：対馬博物館で開催中の特別展『発掘された日本列島 2023』の平常展示企画展である  
「地域展示 2 対馬の発掘史」をテーマとした展示解説会を行います。

場 所：対馬博物館体験学習室ほか(体験学習室集合)

参加費用：平常展観覧券が必要

参加人数：15 人

#### 10. 特別展「発掘された日本列島 2023」地域展示 2 「彼方からもたらされたモノ」展示解説会

開催日時：令和 5 年 12 月 16 日 10：30～11：30

分 野：考古

対 象：特になし

講 師：森悠統(対馬市教育委員会文化財課主事)

告知文言：対馬博物館で開催中の特別展『発掘された日本列島 2023』の平常展示企画展である  
「地域展示 1 彼方からもたらされたモノ」をテーマとした展示解説会を行います。

場 所：対馬博物館平常展示室ほか(平常展示室入口集合)

参加費用：平常展示観覧券が必要

参加人数：12 人



令和4年4月30日～「対馬の外交 I 以酌庵」(1)



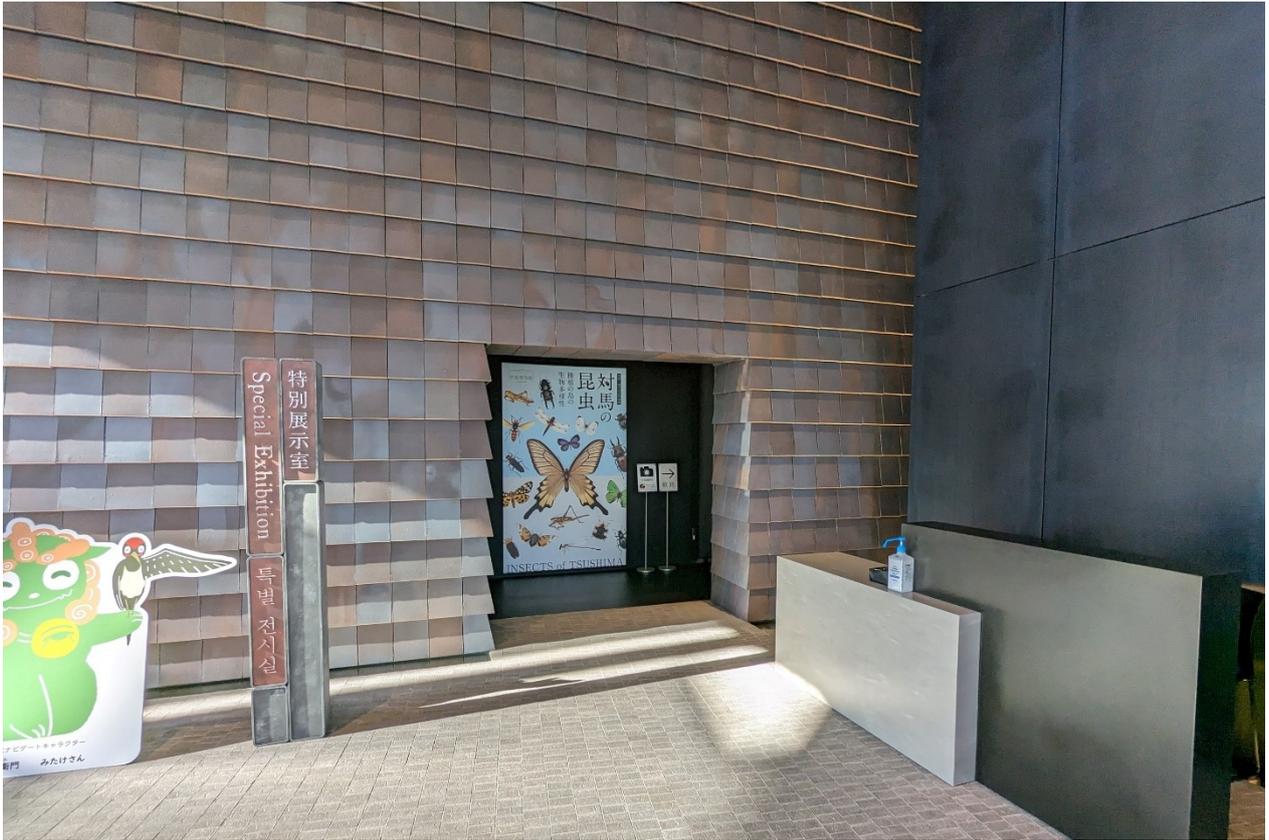
令和4年4月30日～「対馬の外交 I 以酌庵」(1)



令和4年10月15日～「対馬の外交Ⅱ 朝鮮通信使」(1)



令和4年10月15日～「対馬の外交Ⅱ 朝鮮通信使」(2)



令和5年4月29日～「対馬の昆虫 陸橋の島の生物多様性」(1)



令和5年4月29日～「対馬の昆虫 陸橋の島の生物多様性」(2)





令和4年4月30日～「相浦正信コレクション展」



令和4年4月30日～「対馬博物館ができるまで」

## (カ) イベント等一覧

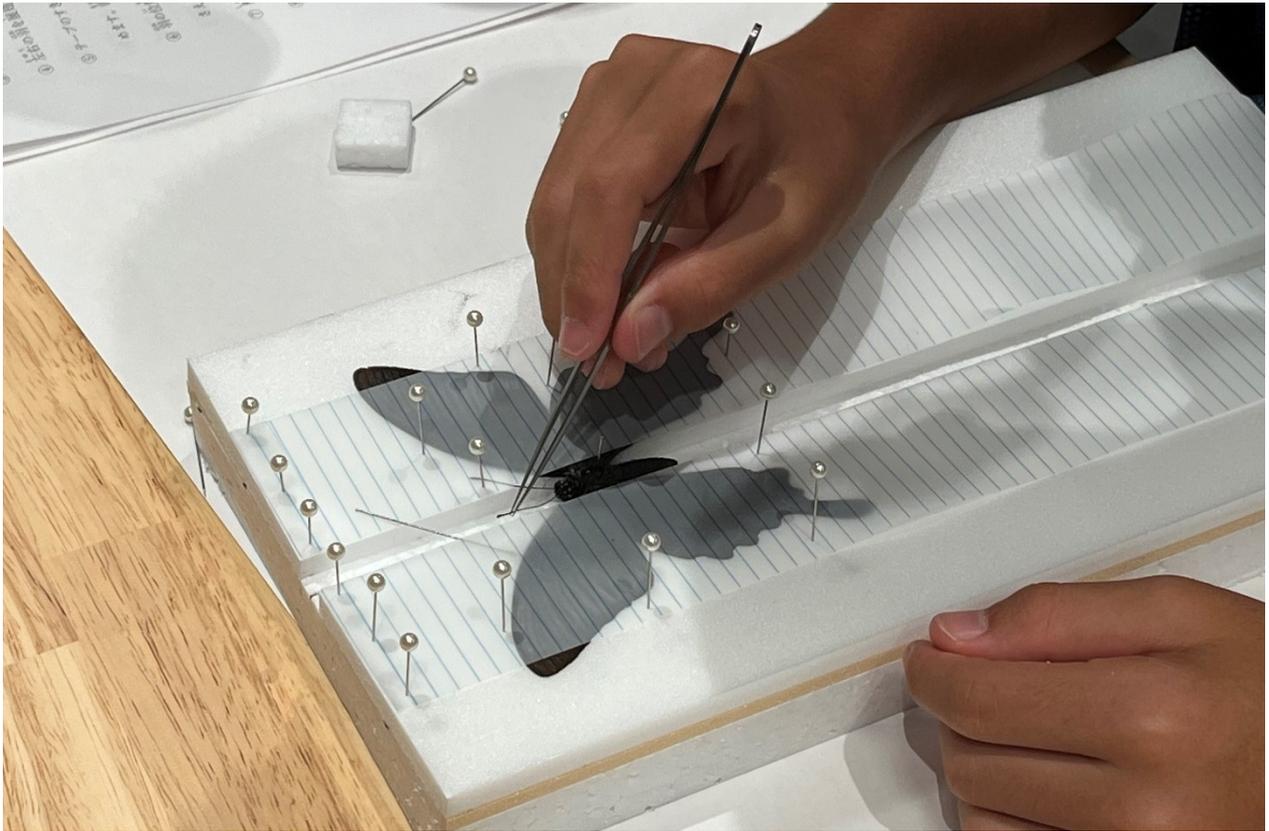
### ① 令和4年度

開催月日	イベント名等	会場	対象	料金	人数	実施区分	共催・委託・連携先
5月4日	対州馬乗馬体験	清水が丘 多目的広場	指定なし ※体重制限有	無料	145	市 部署連携	上県行政サービス センター
5月8日	んまつーポストに よるダンス公演	対馬博物館	小学生、中学生、 高校生、大学生、 会社員、高齢者、 その他	無料		市 (委託)	(一社)namstrops
5月8日	んまつーポストと 一緒に「馬上オ エクササイズ」 を踊ろう!	対馬博物館	小学生、中学生、 高校生、大学生、 会社員、高齢者	無料		市 (委託)	(一社)namstrops
5月21日	京都両足院伝来 の対馬・朝鮮関 係資料について	対馬博物館	小学生、中学生、 高校生、大学生、 会社員、高齢者	無料		市	講師：福島恒徳(花園大 学教授・歴史博物館館 長)、片山真理子(花園大 学歴史博物館研究員)
6月25日	京都両足院伝来 について	対馬博物館 講座室	小学生、中学生、 高校生、大学生、 会社員、高齢者	無料		市	講師：伊藤東凌(両足院 副住職)
7月26日	昆虫採集・標本 作製入門	清水山 対馬博物館 体験学習室	小学生とその保護 者	無料	17	市 外部連携	東京大学総合研究博物館
8月17日	むかしの本を見 てみよう	対馬博物館 体験学習室	中学生	無料	2	市	
8月20日	むかしの本を見 てみよう	対馬博物館 体験学習室	小学生	無料	2	市	
8月21日	虫の名前を調べ てみよう	対馬博物館 体験学習室	小中学生	無料	2	市	
8月23日	まが玉をつくっ てみよう	対馬博物館 (屋外)	小学生	無料	21	市	
8月25日	博物館に展示さ れているものを えがいてみよう	対馬博物館 体験学習室	小学生	無料	中止	市	
10月8日	これ、なんの 穴?(1)	対馬博物館 体験学習室	小学生	無料	11	市	
10月9日	これ、なんの 穴?(2)	対馬博物館 体験学習室	中学生	無料	3	市	

10月22日	特別展「朝鮮通信使」展示解説会	対馬博物館 特別展示室	特になし	特別 観覧 券		市	
10月30日	んまつーポスワークショップ・ダンス公演	市内各学校 対馬博物館	特になし	無料	30	市 (委託)	(一社)namstrops
10月30日	「偽闘-GITOH-」	対馬博物館	特になし	無料		市	
11月3日	んまつーポスワークショップ・ダンス公演	市内各学校 三宇田浜	特になし	無料	30	市 (委託)	(一社)namstrops
11月12日	歴史講座「朝鮮通信使の淀川上り」&ギャラリートーク	対馬博物館 講座室 特別展示室	特になし	無料		市	
11月19日	特別展「朝鮮通信使」展示解説会	対馬博物館 特別展示室	特になし	無料		市	
2月26日	お菓子な博物館鑑賞会	対馬市交流センター	小中学生・高校生	500 円	14	市 (委託)	渡辺菓子舗
3月5日	お菓子な博物館鑑賞会	上対馬総合センター	小中学生・高校生	500 円	14	市 (委託)	渡辺菓子舗



令和4年5月4日「対州馬乗馬体験」



令和4年7月26日「昆虫採集・標本作製入門」



令和5年3月5日「お菓子な博物館鑑賞会」



令和4年10月8日「これ、なんの穴？」



令和5年5月27日「開館1周年記念シンポジウム みんなの博物館」

② 令和5年度

開催月日	イベント名等	会場	対象	料金	人数	実施区分	共催・委託・連携先
4月29日 ～7月30日	対馬の昆虫展 クイズラリー	対馬博物館 特別展示室 ほか	特別展観覧券 購入者	特別 展観 覧料	898	市	
4月30日	特別展 展示解説会	対馬博物館 特別展示室	指定なし	無料	32	市	
5月5日	対州馬 乗馬体験	清水が丘 多目的広場	指定なし ※体重制限有り	無料	雨天 中止	市(部署連 携)	上県行政サービス センター
6月3日	特別展 展示解説会	対馬博物館 特別展示室	指定なし	無料	11	市	
6月24日	自然史講座	対馬博物館 ギャラリー	指定なし	無料	23	市	
7月8日	バタフライ フォーラム in 対馬	対馬博物館 ギャラリー	指定なし	無料	17	市(共催)	日本蝶類学会
7月15日	特別展 展示解説会	対馬博物館 特別展示室	指定なし	無料	23	市	
7月29日	昆虫標本教室	対馬博物館 体験学習室	小中学生	500 円	12	市	
7月30日	くずし字キー ホルダーをつ くろう(午前の 部)	対馬博物館 体験学習室	小中学生	無料	12	長崎県	
7月30日	くずし字キー ホルダーをつ くろう(午後の 部)	対馬博物館 体験学習室	小中学生	無料	9	長崎県	
8月11日	絵付け体験! オリジナル箸 置きをつくろ う	対馬博物館 体験学習室	指定なし	500 円	34	市	
8月11日	対州馬展展示 解説会	対馬博物館 ギャラリー	指定なし	無料	7	市(部署連 携)	上県行政サービス センター
8月11～15日	お盆限定! 平常展クイズ ラリー	対馬博物館 体験学習室	平常展観覧券、年 間観覧券、周遊パ スポート購入者	観覧 料金	194	市	

8月12日	平常展 展示解説会	対馬博物館 平常展示室	平常展観覧券、年 間観覧券、周遊パ スポート購入者	観覧 料金	0	市	
8月12日	対州馬 乗馬体験	やぐら門横 広場	指定なし ※体重制限有り	無料	112	市(部署連 携)	上県行政サービスセンタ ー
8月13日	昆虫標本をつ くろう(午前の 部)	対馬博物館 体験学習室	小学生	500 円	10	市	
8月14日	昆虫標本をつ くろう(午後の 部)	対馬博物館 体験学習室	中高生	500 円	10	市	
8月19日	海洋ごみ キーホルダー をつくろう	対馬博物館 体験学習室	小中高生	500 円	21	市(委託)	(一社)対馬 CAPP
8月20日	平常展展示解 説会	対馬博物館 平常展示室	平常展観覧券、年 間観覧券、周遊パ スポート購入者	観覧 料金	0	市	
8月23日	シルクスクリ ーンに挑戦!	対馬博物館 体験学習室	小中学・高校生	500 円	15	市	
9月17日	対州馬 乗馬体験	対馬博物館 体験学習室	指定なし ※体重制限有り	無料	雨天 中止	市(部署連 携)	上県行政サービス センター
10月7日	これ、なんの 穴?	対馬博物館 体験学習室	小学生以上	無料	14	市	
11月18日	発掘された日 本列島 2023 展 示解説会	対馬博物館 特別展示室	指定なし	無料	15	市	
11月25日	発掘された日 本列島 2023 展 示解説会	対馬博物館 平常展示室	指定なし	無料	13	市	
12月2日	発掘された日 本列島 2023 展 示解説会	対馬博物館 平常展示室	指定なし	無料	15	市	
12月16日	発掘された日 本列島 2023 展 示解説会	対馬博物館 体験学習室 ほか	指定なし	無料	12	市	

12月7日	対馬の鹿と猪の皮をつかってキーホルダーをつくろう	高齢者コミュニティセンター	一人暮らし高齢者などを対象	無料	13	市(委託)	主催 対馬博物館・保健部 南地区保健センター 協力 対馬市社会福祉協議会美津島支所「ふれあいサロン事業」 (一社)daidai
2月11日	対馬の鹿と猪の皮をつかってキーホルダーをつくろう	対馬博物館 体験学習室	ファミリー	1,000円	17	市(委託)	(一社)daidai
2月24日	対馬の鹿と猪の皮をつかってキーホルダーをつくろう	対馬博物館 体験学習室	ファミリー	1,000円	14	市(委託)	(一社)daidai



令和6年2月11日「対州馬のキーホルダーをつくろう」



令和6年3月24日～「発掘された日本列島 2022 パネル展」

### 三 利用

#### (1) 施設

##### (ア) 視察

##### ① 令和4年度

日程	入館者	目的	依頼者
令和4年 10月17日	松浦市議会文教厚生委員 委員長・副委員長・委員・事務局	対馬博物館建設に至る経緯と維持 管理状況について	長崎県松浦市議会議長
10月19日	浜田市議会会派超党みらい	対馬博物館の設立経緯と文化財の 保存伝承について	浜田市議会議事局庶務係
12月2日	一般財団法人地域総合整備財団理事長	展示の解説	課長
12月13日	長崎市議会明政クラブ議員	対馬博物館について(コロナ後の県 内連携による観光復興について)	長崎市議会議事局 議事調査課
令和5年 2月20日	山鹿市教育委員会社会教育課5名	山鹿市立博物館の整備方針決定に 向けた検討を実施しており、事業 の参考にするための視察	山鹿市教育委員会教育長
2月22日	4名	県知事視察	対馬振興局長
2月23日	旅と学びの協議会アカデミックツーリズム プロジェクト対馬島外10名前後	古代から現代にかけて、対馬とい う場所がどのように位置づけられ てきたのかの変遷と、過疎化の進 行が著しい地域における文化財保 全について	旅と学びの協議会アカデミ ックツーリズムプロジェク ト
3月1日	九州地方整備局建政部計画管理課 課長・課長補佐・計画調整第二係長 長崎県土木部用地課取用班参事・主任主事	施設使用や内部の説明	対馬市役所建設部建設課

② 令和5年度

日程	視察者	目的	依頼者
令和5年 4月17日	佐賀県立名護屋城博物館学芸課企画普及担当 係長・企画普及担当主事	展示や活動の参考に	佐賀県立名護屋城博物館 学芸課企画普及担当係長
4月26日	長崎県教育次長・学芸文化課長・参事	視察	
5月9日	会派市民クラブ議員	行政視察	丸亀市議会議長
5月26日	長崎県教育長・教育委員 教育政策課長・義務教育課長・高校教育課長 高校教育課企画監・学芸文化課長 特別支援教育課長・教育政策課参事 教育政策課主任主事	本県教育の現状と問題点を的確に把握し、今後の教育行政の充実を図る	教育庁教育政策課 総務人事班
5月30日	長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課 長ほか3名	視察	対馬振興局長
8月8日	小学生21名、中学生9名、実行委員11名	鳥栖市と対馬市の歴史学習	鳥栖市教育委員会教育長
9月27日	沖縄県土木建築部首里城復興課復興推進班班 長・沖縄県土木建築部首里城復興課復興推進 班主任技師・沖縄県土木建築部首里城復興課 課長・那覇市市民文化部文化財課那覇市歴史 博物館市立壺屋焼物博物館課長兼博物館長・ 那覇市歴史博物館学芸員・(株)国建・一般財 団沖縄美ら島財団総合研究所琉球文化財研究 室室長学芸員	対馬博物館視察。整備状況や 展示収蔵状況、管理運営状況 確認	沖縄県首里城復興課、文 化財課 那覇市文化財課 沖縄美ら島財団
10月23日	印旛群町村会会長(酒々井町長) 副会長(栄町長)・参事兼総務政策課長(栄町) 参事兼総務課長(酒々井町) 政策秘書室長(酒々井町)	印旛群町村会県外視察研修 「国境の島における大陸や本 土との交流の歴史と文化につ いて」	千葉県
令和6年 1月29日	一般社団法人離島振興地方創生協会	視察	対馬振興局長
3月18日	長崎県議会議会派改革21	視察	長崎県議会議会派改革21 代表

## (イ)見学

市内各学校からの見学を促進する取組として、学校から博物館までの移動に掛かる交通費を助成する郷土愛醸成事業を設けた。事業は市内小中学校の児童・生徒を対象に、ふるさと学習の一環として令和4年度から令和6年度までの3か年にわたり実施した。令和7年度以降は、見学会を各学校のカリキュラムに組み込む形で博物館の活用を検討してもらうよう、要請した。

令和5年度には遠方などの理由から来館が厳しい学校の現状を考慮し、出前説明会も計画したが、令和6年度の体制では実施が困難であるため、見学会のみとしている。

市内小中学校を対象に対馬の歴史や文化、芸術、自然等が集約された博物館を活用した体験型授業を実施し、教室では育むことのできない感性を養うとともに認識を深め、郷土愛の醸成を図ることで、対馬の将来を担う子ども達が生涯にわたり対馬に関わり続けてくれるよう、人財育成の一助として企画したものである。

### ① 令和4年度

#### 1. 一般見学(郷土愛醸成事業以外)

学校	学年	生徒	教員	班	来館日時		
					日付	曜日	時間
久田小		35	29	4	6月26日	日	9:30~11:30
東小	4	13	2	2	7月6日	水	10:00~11:00
巖原中	2	46	5	3	7月8日	金	9:30~11:30
比田勝中	2	22	4	2	7月8日	金	12:50~13:50
対馬高校	2	19	2		7月13日	水	11:00~12:00
巖原北小	5・6	17	3	2	9月16日	金	9:30~10:45
鶏鳴小	4	50	4	3	10月4日	火	13:00~14:00
豊玉中	1	28	3	3	10月19日	水	13:30~15:00
鶏知中 PTA					11月27日	日	10:30~12:00
鶏知中	1	25	2	2	11月30日	水	9:30~11:45
巖原小	5	48			12月21日	水	10:00~
巖原小	3	39	3		1月18日	水	10:00~12:00
鶏知中	2	57	5		2月10日	金	10:00~11:40
鶏鳴幼稚園		19	8		2月22日	水	12:10~13:00

#### 2. 郷土愛醸成事業

学校名	学年	生徒	教員	班	来館日時			バス利用
					日付	曜日	時間	
久田中	1	24	4	3	5月31日	火	13:30~14:50	学校博物館間往復
美津島北部小	全	25	8	3	6月7日	火	10:10~11:00	学校博物館間往復
豊玉小	6	18	2	3	6月15日	水	9:45~10:45	学校博物館間往復
東部中	1・3	19	6	3	6月17日	金	14:15~15:15	学校博物館間往復
金田小	3~6	29	9	3	6月24日	金	9:15~10:30	博物館以外行程あり

大船越小	5・6	16	2	2	6月28日	火	9:30~10:30	学校博物館間往復
大船越小	4	10	1	2	7月5日	金	9:30~10:30	博物館以外行程あり
大船越中	全	40	10	3	7月6日	水	14:10~15:10	学校博物館間往復
仁田小	3~6	21	5	4	7月15日	金	9:55~11:00	学校博物館間往復
豆敷中	全	17	9	3	7月15日	金	14:15~15:05	学校博物館間往復
東部中	2	10	3	2	9月28日	水	10:30~11:30	博物館以外行程あり
西部中	1,2	28	9	4	10月14日	金	9:40~11:10	博物館以外行程あり
	9:40~10:40							
大船越小	3	11	3	2	10月17日	月	9:30~10:30	博物館以外行程あり
豆敷小	全	16	7	2	10月28日	金	13:00~14:00	学校博物館間往復、消防署まで移動あり
乙宮小	全	14	9	2	11月11日	金	9:30~10:45	博物館以外行程あり
大船越小	2	7	2	1	11月18日	金	9:30~10:30	博物館以外行程あり
西小	3~6	27	6	3	11月25日	金	9:15~11:00	学校博物館間往復

## ② 令和5年度

### 1. 一般見学(郷土愛醸成事業以外)

学校名	学年	生徒	教員	班	来館日時		
					日付	曜日	時間
鶏鳴小(PTA)	2	37	35	4	7月22日	土	10:00-12:00
巖原小	3	45	3	3	9月26日	火	10:20-11:20
巖原中	2	39	4		7月10日	月	9:30~12:00
今里小	3,4	3	2	1	10月6日	金	10:30-11:30
巖原北小	4	7	2	1	10月6日	金	13:15-14:15
東小	3	18	18		10月7日	土	11:00~12:00
豊玉小	2	23	3	2	11月14日	火	10:00-11:00
大船越小	2	4	1	1	11月17日	金	10:50-11:50
豊玉高校	2	18	3	1	11月20日	月	11:50-12:30
東小	4	6	3	1	11月29日	土	13:05-13:45

### 2. 郷土愛醸成事業

学校名	学年	生徒	教員	班	来館日時			バス利用
					日付	曜日	時間	
大船越中	全	32	9		4月21日	金	9:30-11:30	
久田中	1	23	4	2	5月31日	水	13:30-15:30	別行程もあり
西部中	1	5	3	1	6月28日	水	9:30-11:30	別行程もあり
豊玉中	1	21	4	2	7月4日	火	9:30-11:00	学校と博物館の往復のみ

仁田小	全	18	7	2	7月11日	火	9:30-11:00	学校と博物館の往復のみ
東小	6	12	2	1	9月29日	金	9:45-11:15	学校と博物館の往復のみ
巖原北小	5.6	8	2	1	9月29日	金	10:15~11:45	学校と博物館の往復のみ
豆敷小	3~6	12	8	1	10月13日	金	13:00-14:00	別行程もあり
豆敷中	全	13	10	1	10月25日	水	14:20-15:40	学校と博物館の往復のみ
西小	全	42	12	4	11月22日	水	9:50-11:00	学校と博物館の往復のみ
鶏知中	1	50	4	4	11月28日	金	14:00-15:30	学校と博物館の往復のみ

## (ウ)実習研修

### ① 令和4年度

#### 1. 就労体験実習

長崎県虹の原特別支援学校高等部対馬分教室2学年1人

令和4年11月16日(水)~11月18日(金)

### ② 令和5年度

#### 1. 長崎県公立学校教職員研修社会体験研修

対馬市立雞知中学校教諭2人、対馬市立久田中学校教諭1人

令和5年7月26日(水)~7月28日(金)

#### 2. 職場体験学習

対馬市立大船越中学校3年3人

令和5年8月2日(水)~8月3日(木)

#### 3. 初任者研修

令和5年度第2回対馬地区初任者研修

令和5年度公立小中学校初任者小学校6人、中学校6人

令和5年8月4日(金)

#### 4. 夏季実技講習

対馬市中学校教育研究会美術科研究部員8人

令和5年8月21日(月)

#### 5. 博物館実習

西南学院大学国際文化学部国際文化学科4年1人

令和5年9月13日(水)~9月22日(金)

## (エ)貸し出し

## ① 令和4年度

申請者	利用日	使用目的	室名	人数
(株)セノン福岡支社	令和4年 7月10日 ～13日	対馬市内勤務予定採用者業務前教育	会議室	2
長崎県対馬歴史研究センター	5月2日 ～4日	宗家文書ワークショップくずし字プレート作り会場	体験学習室	49
	5月13日 ～15日		体験学習室	
(一社)対馬観光物産協会	7月23日	昆虫観察会の事前講座	講座室	30
対馬高等学校	8月28日	日韓青少年オンライン交流	体験学習室	8
(資)エイト企画	9月5日	香道とかな書体験	体験学習室	20
いきいき健康課	9月5日	学生実習対応	体験学習室	5
NPO法人森里海再生協議会	10月5日	長崎市のサンプリエール長崎で開催の全体会TV会議	体験学習室	5
対馬市(観光交流商工部文化交流課)、第29回朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会対馬大会実行委員会、NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会	10月13日 ～11月15日	朝鮮通信使写真展	ギャラリー	1,000
茶道裏千家淡交会対馬青年部	10月14日	会議	体験学習室	7
NPO法人森里海再生協議会	11月5日	長崎市のサンプリエール長崎で開催の全体会TV会議	体験学習室	25
NPO法人森里海再生協議会	11月6日	長崎市のサンプリエール長崎で開催の全体会TV会議	体験学習室	25
合同会社エイト企画	11月7日	かな書教室(含む香道)	体験学習室	20
対馬市教育委員会文化財課	11月9日 ～29日	対馬の遺跡写真パネル展	ギャラリー	750
対馬市老人クラブ連合会厳原支部	11月18日	対馬市老人クラブ連合会厳原支部女性部会会議	会議室	15
茶道裏千家淡交会対馬青年部	11月19日 ～20日	彩葉茶会抹茶体験	体験学習室	70
豊玉の自然と文化を守る会	11月20日	総会	会議室	9
宇田忠司	11月22日	オンライン会議	会議室	
対馬市市民生活部環境政策課	令和5年 1月12日 ～22日	トランク・ミュージアム	ギャラリー	200

阿比留正臣	2月11日	同窓会	会議室	10
浜崎さとみ	2月12日	かな書と香道体験	体験学習室	25
長崎県対馬歴史研究センター (旅と学びの協議会主催対馬で学ぶアカデミックツアープログラム)	2月22日 ～23日	対馬宗家文書・対馬歴史研究センター機能講義	体験学習室	15
つしまの文化・芸術活動推進実行委員会	2月26日	万葉の和琴ワークショップ	体験学習室	

## ② 令和5年度

申請者	利用日	使用目的	室名	人数
彩工房	令和5年 4月15日 ～18日	手描き染め生徒作品展	体験学習室、 ギャラリー	300
長崎県対馬歴史研究センター	7月30日	くずし字オリジナルキーホルダー作り ワークショップ	体験学習室	18
対馬海上保安部	7月13日 ～27日	対馬海上保安部企画展	ギャラリー	
金子貴一	8月7日	企業研修	会議室	18
佐護亜希	8月19日	アロマ作りワークショップ	会議室	11
茶道裏千家淡交会対馬青年部	8月20日	茶道裏千家淡交会九州ブロック研修会 現地研修控室	体験学習室	20
対馬市観光交流商工部観光商工課	11月15日	アニメツーリズム事業PR	エントランス ホール	
対馬市環境政策課	12月3日	米国大使と韓国大使及び対馬高校生面談	会議室	15
光浜会	2月10日	かな書教室	体験学習室	10

## (2) 資料

### (ア) 特別利用

#### ① 令和4年度

申請者	利用日	資料名	使用目的	実施方法
箕子公民館古文書を読む会 天本孝久	令和4年 9月6日	「愚塵吐想」資料	翻刻することおよび翻刻した書籍を図書館、大学、郷土史研究会などへ寄贈	撮影・その他
国立大学法人愛媛大学法文学部准教授 幸泉満夫	9月14日 ～9月16日	ヌカシ貝塚資料、志多留貝塚資料	日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究(C)「対馬暖流ベルト地帯周辺における縄文農耕の実証化に向けた関連石器類の広域基盤研究」に伴う学術調査	観察・撮影・計測
株式会社梓書院代表取締役 田村志朗	10月24日	銅矛	書籍「よもやま邪馬台国2」(豊田滋通若、梓書院刊)に掲載するため	撮影
釜山広域市立博物館 鄭恩雨	10月27日	越高遺跡出土遺物、佐賀貝塚出土品	撮影を伴う展示室の視察、見学	撮影
早稲田大学 王姝	12月8日	浄林寺銅造菩薩半跏像	学術研究	観察・撮影・計測
対馬古文書研究会 早田和文	令和5年 2月11日	主藤嘉家文書展示用別置中性紙箱一覧	中世文書学習会のテキストとして使用するため	複写
法政大学文学部日本文学系 伊海孝充	3月6日	旧巖原町資料館所蔵古典籍	能楽資料(特に瑤本)の研究のため	観察・撮影

#### ② 令和5年度

申請者	利用日	資料名	使用目的	実施方法
島根県立古代出雲歴史博物館館長 多根 純	令和5年 6月15日	矢立山2号墳銅椀、金田城跡温石・新羅系陶質土器・玄界灘式製塩土器・須恵器蓋	企画展「古代隠岐(仮)」への出品の事前調査	観察・撮影・計測
愛媛大学国際連携推進機構 村上和弘	8月9日	庄野家朝鮮通信使再現行列関係資料一式	研究のため	観察・撮影
国立歴史民俗博物館館長 西谷 大	8月10日 ～令和6年 1月19日	ト甲	令和5年度企画展示「陰陽師とは何者かーうらない、まじない、こよみをつくるー」における展示パネル・展示図録への掲載のため	複写
釜山窯フォーラム アン・ラホ	8月30日	釜山窯陶器	江戸時代、倭館の敷地ないにあった釜山窯の研究のため	観察・撮影

ポプラ社 千葉 均	9月18日	かがり松鼻遺跡出土品、青磁獅子形硯滴	ポプラ社国土とくらし8巻に掲載のため	その他(電子データの複写)
神奈川県立生命の星・地球博物館館長 田中徳久	10月27日	相浦正信コレクション(昆虫類)	対馬産昆虫標本の調査	観察
株式会社日経映像 源 関隆	11月2日	温石、須恵器	テレビ番組・NHK「にっぽん百低山」の撮影のため	撮影
三木紳市	11月21日	津江篤郎作品	作品の観察	観察
熊本大学大学院人文社会科学部教授 小畑弘己	10月18日 ～10月19日	志多留貝塚出土土器	科学研究費研究「土器を掘る」にて我が国の農耕史解明を目指す調査のため	撮影
園田学園女子大学学長 大江 篤	令和6年 2月12日	藤家文書、ト甲	JSPS 科研費 23K00857「中国の怪異・亀トをめぐる知識と技術の日本における展開」(基盤研究(C)、代表大江篤)による調査	観察・撮影
島根県立古代出雲歴史博物館館長 多根 純	3月1日 ～令和6年 6月16日	矢立山2号墳銅椀、金石城跡温石・新羅系陶質土器・玄界灘式製塩土器・須恵器蓋	令和5年度企画展「誕生、隠岐国」での公開とその広報等	その他

(イ)貸し出し

① 令和4年度

なし

② 令和5年度

申請者	利用日	資料名	使用目的
島根県立古代出雲歴史博物館館長 多根 純	令和5年3月1日 ～6月16日	矢立山2号墳銅椀、 金石城跡温石・新羅系陶質土器・玄界灘式製塩土器・須恵器蓋	令和5年度企画展「誕生、古代隠岐」出展

## 四 保存収集

### (1) 購入

#### ① 令和3年度

資料名	材質	形状など	員数	寸法	年代
朝鮮通信使写字官金義信 書屏風	紙本墨書	6曲	1隻	屏風：高136cm・幅288cm, 各：縦105.2cm・横46.1cm	寛永20か 明暦元年 1655
朝鮮通信使画員韓時覚筆 布袋図	紙本墨画		1幅	本紙：縦47.5cm・横26.5cm, 表装：縦123.0cm・横38.3cm	明暦元年 1655
朝鮮通信使写字官李誠国 筆語	紙本墨画		1幅	本紙：縦18.0cm・横51.0cm, 表装：縦147.0cm・横63.5cm	寛永2年 1625

#### ② 令和4年度

資料名	材質	形状など	員数	寸法	年代
朝鮮通信使製述官李磻贊 狩野即誉筆 諸葛武侯真図	絹本着色	掛幅装	1幅	本紙：縦91.5cm・横35.2cm 表装：縦173.0cm・横47.5cm	正徳元年 1711
朝鮮通信使画員金有声筆 欄図	紙本墨画	掛幅装	1幅	本紙：縦111.8cm・横27.3cm 表装：縦178.0cm・横39.0cm	宝暦14年 1764
李寿民筆 松下虎図	紙本墨画淡彩	額装	1面	本紙：縦104.1cm・横37.5cm 表装：縦131.5cm・横51.0cm	朝鮮時代 後期(19c)
雨森芳洲書状 新井白石あて	紙本墨書	卷子装	1巻	本紙：縦15.8cm・横88.5cm 表装：縦17.7cm・横157.4cm	年不詳
川口誠写真作品	デジタル	データ	12点		2008～
つれ潮	シングルチャンネル (FHD), サウンド	映像	1点	78分	2018

#### ③ 令和5年度

資料名	材質	形状など	員数	寸法	年代
宗義智書状	紙本墨書	掛幅装	1幅	本紙：縦26.0cm・横44.0cm 表装：縦102.5cm・横47.0cm	
宗義真書状	紙本墨書	掛幅装	1幅	本紙：縦31.5cm・横40.4cm, 表装：縦102.0cm・横48.3cm	
阿比留家文書	紙本墨書	まくり, 卷子・ 冊子装	1括 文箱含55点	柳川智永実名書出：縦35.5 cm・横52.7cmほか	

## (2) 寄贈

### ① 令和4年度

資料名	材質	形状など	員数	寸法	年代
灰釉陶器碗(新旧箱付)	陶器	茶碗	1	(碗)口径 14.0×高 8.4、高台径 5.9cm (旧外箱)縦 15.2×横 15.0×高 11.0cm (新外箱)縦 17.6×横 17.5×高 16.6cm	17 世紀末 ～18 世紀初
玖須朋弘作陶器碗(箱付)	陶器	茶碗	1	(碗)口径 13.0×高 8.0 高台径 5.1cm (外箱)縦 16.6×横 16.6×高 12.8cm	1970 年代後半 ～1990 年前半
灰釉陶器立鶴文碗	陶器	碗	1	口径 9.6×高 6.7 高台径 5.1×高 0.85cm	18 世紀
境良朗氏作製昆虫標本	昆虫標本	乾燥標本	1 箱 176 点	縦 42.2×横 51.0×高 6.4 cm	2000 年代以降の採 集品



灰釉陶器碗



境良朗氏作製昆虫標本

### ② 令和5年度

なし

## 五 運営

### (1) 入館者数

	令和4年度 (人)	令和5年度 (人)
4月	612	3,374
5月	5,924	4,741
6月	3,243	3,721
7月	3,325	3,934
8月	3,818	4,007
9月	2,573	3,680
10月	4,139	4,139
11月	4,970	3,163
12月	2,353	2,371
1月	1,689	1,540
2月	2,685	2,193
3月	2,971	2,360
計	38,302	39,223

### (2) 刊行物

#### ① 令和4年度

1. 対馬博物館編 2022「対馬博物館平常展図録」
2. 対馬博物館編 2022「対馬博物館開館記念特別展 対馬の外交Ⅰ 以酊庵 京都両足院秘蔵資料にみるその役割」
3. 対馬博物館編 2022「ユネスコ「世界の記憶」登録5周年記念特別展 対馬の外交Ⅱ 朝鮮通信使 江戸登城・淀川下り・文化交流」

#### ② 令和5年度

1. 対馬博物館編 2023「対馬博物館開館1周年記念特別展 対馬の昆虫 陸橋の島の生物多様性」

## 六 例規

### (1) 条例

○対馬市立博物館条例

令和2年9月18日

条例第43号

対馬市立博物館設置条例(令和元年対馬市条例第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、対馬市立博物館(以下「博物館」という。)の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 対馬の歴史、芸術、民俗、自然に関する文化的資源を収集し、保管し、調査研究の成果を集積し、及び展示して活用を図り、魅力を発信し、学習や交流、観光の拠点となることを目指し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に、次のとおり博物館を設置する。

館別名称位置

本館 対馬博物館 対馬市厳原町今屋敷668番地2

分館 対馬朝鮮通信使歴史館 対馬市厳原町国分1430番地

(事業)

第3条 博物館は、次の事業を行う。

- (1) 歴史、芸術、民俗及び自然科学等に関する資料(以下「博物館資料」という。)の収集、整理、保管、保存、展示及び活用
- (2) 博物館資料に関する調査及び研究
- (3) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催
- (4) 博物館資料に関する説明、助言、指導等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 博物館に館長を置き、館長は非常勤とすることができる。

2 前項の規定により非常勤の館長を置く場合は、副館長を置く。

3 館長の下に、学芸員及びその他必要な職員(以下「博物館職員」という。)を置く。

(職務)

第5条 常勤の館長又は副館長(以下「常勤館長等」という。)は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

2 非常勤の館長は、博物館の事業について指導、助言を行う。

3 常勤館長等が不在のときは、常勤館長等が指定する職員がその職務を代行する。

4 博物館職員は、常勤館長等を補佐し、常勤館長等の命を受け、第3条に規定する事業の実施その他の業務に従事する。

(観覧料)

第6条 展示する博物館資料を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、観覧料を納付しなければならない。

2 観覧料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(施設及び設備の使用)

第7条 博物館の施設又は設備を使用する者は、館長の許可を受けなければならない(以下「使用者」という。)。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2 博物館の施設及び設備の使用は、規則に定める博物館の開館時間内に限るものとする。ただし、館長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 使用可能な施設及び設備は、別表第2に定めるとおりとする。

4 館長は、第1項の許可をするとき、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第8条 使用者は、別表第3及び別表第4に定める額の使用料を前納しなければならない。

(使用の制限)

第9条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、博物館の観覧を拒み、又は第7条に規定する許可をせず、若しくは当該許可を取り消すことができる。

(1) 博物館の観覧者及び使用者が公の秩序をみだし、又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 使用者が施設、設備又は資料を滅失、毀損又は汚損するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が博物館の管理運営上、支障があると認めるとき。

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、市はその責めを負わないものとする。

(使用する権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、博物館を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備)

第11条 使用者は、博物館に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、館長が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、使用許可期限満了前に使用者の負担において設備を撤去し、原状に復さなければならない。

(資料の特別利用)

第12条 館長は、博物館に収蔵されている博物館資料を観察、模写、模造、複写、複製、撮影、計測等学術的研究のため利用(以下「特別利用」という。)に供することができる。

2 特別利用をする者(以下「特別利用者」という。)は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(特別利用料)

第13条 前条に規定する許可を受けた者は、別表第5に定める額の特別利用料を前納しなければならない。

(使用者等の管理義務)

第14条 使用者及び特別利用者は、利用期間中その利用に係る博物館の施設、設備及び図書資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(観覧料等の還付)

第15条 既納の観覧料、使用料及び特別利用料(以下「観覧料等」という。)は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減免)

第16条 小学校就学の始期に達するまでの者については、観覧料等を免除する。

2 市長は、特別の理由があると認める場合は、観覧料等を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第17条 博物館の施設、設備、博物館資料、図書等を汚損、毀損、滅失したとき又は現状を変更したときは、館長の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第18条 使用者の責めに基づく事由により、又はこの条例の規定に基づく処分によって損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(職員の立入り)

第19条 使用者及び特別利用者は、館長及び博物館職員が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月11日条例第15号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

博物館資料観覧料

区分金額

平常展示観覧料館 観覧者個人団体(15人以上)年間観覧券の発行を受ける者(1人1年間)

対馬博物館 一般 550円1人につき440円1,650円

高校生・大学生 330円1人につき260円990円

小中学生 220円1人につき170円660円

対馬朝鮮通信使歴史館 一般・大学生 220円1人につき170円

高校生・小中学生 110円1人につき80円

特別展示観覧料対馬博物館 館長が市長に諮り、その都度定める額

対馬朝鮮通信使歴史館

備考

1 平常展示観覧とは、博物館が平常的に展示する博物館資料の観覧をいい、特別展示観覧とは、博物館が特別に展示する博物館資料の観覧をいう。

2 観覧料は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

3 一般とは、高校生・大学生及び小中学生以外の者で15歳以上の者をいい、高校生・大学生とは、学校教育法に規定する大学、高等専門学校、高等学校、専修学校に在学する者をいう。

4 小中学生とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者をいう。

- 5 年間観覧券の有効期間は、購入日から、購入日が属する年の翌年の購入日の前日までとする。
- 6 対馬博物館で発行された年間観覧券は、対馬朝鮮通信使歴史館においても使用できるものとする。

別表第2(第7条関係)

使用施設及び設備

区分

種別 館別機能名称

施設 館内施設 対馬博物館 展示室 平常展示室

特別展示室1

特別展示室2

学習室 体験学習室

講座室

会議室

共用空間 ギャラリー

エントランスホール

設備 展示設備 対馬博物館 展示器具 可動陳列ケース

演示具

音響・映像設備 対馬博物館 音響機器 マイクロフォン

音楽プレイヤー

映像機器 プロジェクター

プロジェクタースクリーン

別表第3(第8条関係)

施設使用料

区分 単位金額

展示室 対馬博物館 特別展示室1 1日 4,510円

特別展示室2 1日 6,930円

特別展示室1・2 1日 11,440円

学習室 対馬博物館 体験学習室 1時間 570円

講座室 1時間 570円

会議室 1時間 570円

ギャラリー 1時間 570円

エントランスホール 1時間 4,570円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。
- 2 特別展示室及び講座室等の使用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の10割増とする。また、館長が使用形態を実質的に販売行為と認める場合も、この表の金額の10割増とする。
- 3 使用料の算定に当たって用いる日数又は時間数に1日又は1時間未満の端数があるときは、当該端数をそれぞれ1日又は1時間とみなす。
- 4 割増等使用料は以下のとおりとする。

- (1) 電気を多量に使用する場合は、別途に実費を徴収する。  
(2) 使用時間を超過し、又は繰り返して使用する場合は、1時間ごとに当該使用料の1時間相当額を加算した額とする。

別表第4(第8条関係)

設備使用料

種別区分単位金額

展示設備可動陳列ケース1台1日330円

演示具1台1日無料

音響・映像設備マイクロフォン1式1時間440円

音楽プレイヤー1式1時間440円

プロジェクター1式1時間440円

プロジェクタースクリーン1式1時間440円

備考

- 1 設備使用料は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

別表第5(第13条関係)

特別利用料

区分金額備考

撮影1, 100円1個・1枚につき

複写330円1枚につき

複製2, 200円1個につき

フィルムからの複写110円1カットにつき

電子データの複写110円1データにつき

備考

- 1 特別利用料は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

## (2) 規則

○対馬市立博物館条例施行規則

令和2年9月16日

規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、対馬市立博物館条例(令和2年対馬市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 対馬市立博物館(以下「博物館」という。)の開館時間は、午前9時30分から午後5時00分までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 毎週木曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日とする。

(2) 12月28日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認める場合は、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。この場合において、館長は、その旨をあらかじめ市長に報告するとともに、博物館に掲示するものとする。

(許可の申請)

第4条 条例第8条に規定する使用者は、博物館の施設又は設備の使用の許可を受けようとする場合は、対馬市立博物館施設使用許可(変更)申請書(様式第1号)又は対馬市立博物館設備使用許可(変更)申請書(様式第2号)を館長に提出しなければならない。

2 前項の申請の期間は、施設又は設備を使用しようとする日の属する月の3か月前の月の初日から使用しようとする日の7日前までとする。

(使用の許可)

第5条 館長は、博物館の施設又は設備の使用を許可したときは、対馬市立博物館施設使用許可(変更)書(様式第3号)又は対馬市立博物館設備使用許可(変更)書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用の中止)

第6条 条例第8条に規定する使用者が、使用を中止しようとする場合には、あらかじめ対馬市立博物館施設使用中止届(様式第5号)又は対馬市立博物館設備使用中止届(様式第6号)を館長に提出しなければならない。

(観覧券の交付)

第7条 博物館の展示室を観覧する場合は、観覧料の納付と引換えに、観覧券の交付を受けなければならない。

(特別利用の許可)

第8条 条例第12条第2項の規定により特別利用の許可を受けようとする者は、対馬市立博物館特別利用許可申請書(様式第7号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の許可をしたときは、対馬市立博物館特別利用許可書(様式第8号)を交付するものとする。

3 前項の申請の期間については、第4条第2項の規定に準じるものとする。

(特別利用の制限)

第9条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しないものとする。

(1) 資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(2) 事業に支障があると認められるとき。

(3) 寄託された資料の特別利用で、博物館に資料を寄託しようとする者(以下「寄託者」という。)の同意を得ていないとき。

(4) 好ましくない用途に供すると認められるとき。

(5) 著作権者の同意を得ていないとき。

(6) 館長が特別利用に供することを不相当と認めるとき。

(資料の館外貸出し)

第10条 博物館資料の特別利用に際し、館外への貸出し(以下「館外貸出し」という。)を受けようとする者(以下「借受者」という。)は、対馬市立博物館資料館外貸出許可申請書(様式第9号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項に規定する申請書は、特別利用を開始する1か月前までに提出しなければならない。

3 特別利用する博物館資料が重要文化財等の指定を受けている場合は、3か月前までに提出しなければならない。

4 館長は、博物館資料の館外貸出しを許可したときは、対馬市立博物館資料館外貸出許可書(様式第10号)を交付する。

5 博物館資料の貸出期間は、2か月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

6 館長は、館外貸出期間中であっても、館外貸出しを許可した博物館資料の返還を求めることができる。その求めを受けた借受者は、これに応じなければならない。

(資料の館外貸出しの許可)

第11条 館長は、次に掲げる場合に限り、博物館資料の館外貸出しを許可することができる。

(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)に定める博物館及び博物館に相当する施設が行う展示の用に供する場合

(2) その他、館長が特に必要があると認めた場合

2 館長は、館外貸出しをする場合、特に必要があると認めたときは、連帯保証人の保証を求めることができる。

3 館長は、博物館資料の管理上、支障が生じると認められるものについては、館外貸出しを許可しないものとする。

(借受者の遵守事項)

第12条 借受者は、次の事項を順守しなければならない。

(1) 借受者は、貸出しを受けた資料(以下「貸出資料」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理すること。

(2) 貸出資料の取扱いは、学芸員又はこれと同等の資格を有すると認められる者が行うこと。

(3) 貸出期間中の保管等に要する費用は、すべて借受者が負担すること。

- (4) 借受者は、貸出資料を借り受けた目的以外の用に供してはならない。
- (5) 貸出資料の展示は、原則としてケース内展示とし、対馬市立博物館収蔵の旨を明記すること。
- (6) 借受者は、貸出資料を滅失し、又はき損したときは、これによって生じた損害を賠償すること。
- (7) 借受者に貸出条件に違反する行為があるとき又は特別の事由が生じたときは、貸出期間中であっても貸出しを取り消す場合がある。この場合において生じた損害については、博物館はその責めを負わないものであること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、館長又は博物館職員の指示に従うこと。

(使用者の遵守事項)

第13条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 博物館の施設、設備、展示品、所蔵品、又は図書資料等をき損又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他の入館者に迷惑をかけないこと。
- (3) 危険物又は動植物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬については、除くものとする。
- (4) 収容人員は、当該施設の所定の人員を超えないこと。
- (5) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、館長又は博物館職員が行う指示又は指導に従うこと。

(使用後の点検)

第14条 使用者は、博物館の施設、設備、備品等の使用を終えたときは、職員の点検を受けなければならない。

(使用料及び手数料の徴収)

第15条 条例第8条に規定する使用料は、使用の開始までに徴収する。

(使用料の還付)

第16条 条例第15条ただし書の規定による観覧料等の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力により使用できなくなったとき 全額
- (2) 使用者(特別展示室の使用者を除く。)が使用日の10日前までに対馬市博物館施設使用中止届(様式第5号)を提出したとき 全額
- (3) 使用者が使用日の5日前(特別展示室の使用者については3月前)までに対馬市博物館施設使用中止届(様式第5号)を提出したとき 5割相当額

(観覧料の減免)

第17条 条例第16条の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減ずるものとする。

- (1) 市内に居住する者 110円
- (2) 朝鮮通信使歴史館を観覧する市内に居住する小学生、中学生、高校生当該観覧料の全額
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の小中学校、中学校の児童又は生徒及び引率者が、教育上の目的のため平常展示を観覧するとき 当該観覧料の全額
- (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下「療育手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精

神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者福祉手帳」という。)の交付を受けている者又は特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証(以下「医療受給者証等」という。)の交付を受けている者(以下「障がい者等」という。)が平常展示を観覧するとき 当該観覧料の全額

(5) 前号に規定する障がい者等の観覧に介護者が付き添い、平常展示を観覧するとき 介護者1人の当該観覧料の全額

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める額

2 前項の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、対馬市立博物館観覧料減免申請書(様式第11号)により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の許可をするときは、対馬市立博物館観覧料減免決定通知書(様式第12号)を交付するものとする。

4 観覧料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合は、その区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を職員に提示しなければならない。ただし、第2項に規定する申請は書類の提示に代えるものとし、第3項の規定については、提示された書類が適当と判断できたときに減免を許可し、決定したこととする。

(1) 第1項第1号の規定により減免を受ける場合 官公署が発行する証明書等、対馬市に居住することを示す資料(本人の氏名、住所等、個人と居住地を特定し又は推定するに必要な事項が記載されているものに限る。)

(2) 第1項第2号の規定により減免を受ける場合 学校等公的機関が発行する、本人が通学する学校に所属していることを示す資料(本人の氏名、住所等、個人と学校を特定し又は推定するに必要な事項が記載されているものに限る。)

(3) 第1項第4号の規定により減免を受ける場合 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は医療受給者証等

(4) 第1項第5号の規定により減免を受ける場合 介護者の公的身分証明書等(障がい者等がこれを証する場合はこの限りでない。)

(使用料の減免)

第18条 条例第16条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うことができる。

(1) 市が共催する行事に使用するとき 100分の100

(2) 市が後援する行事に使用するとき 100分の70

2 使用料の減免を受けようとする者は、対馬市立博物館使用料減免申請書(様式第13号)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の許可をするときは、対馬市立博物館使用料減免決定通知書(様式第14号)を交付するものとする。

(特別利用料の減免)

第19条 条例第16条の規定による特別利用料の減免は、学術研究又は営利を目的としない啓発等を目的とする場合で、かつ、市長が必要と認めるときは、当該特別利用料の全額とする。

2 特別利用料の減免を受けようとする者は、対馬市立博物館特別利用料減免申請書(様式第15号)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の許可をするときは、対馬市立博物館特別利用料減免決定通知書(様式第16号)を交付するものとする。

(資料の寄贈)

第20条 博物館に博物館資料を寄贈しようとする者(以下「寄贈者」という。)は、博物館資料寄贈申込書(様式第17号)により申し込むものとする。

2 館長が博物館資料の寄贈を依頼するときは、博物館資料寄贈依頼書(様式第18号)により申し出るものとする。

3 館長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その可否を決定し、博物館資料受納可否通知書(様式第19号)により寄贈者に通知するものとする。

4 館長は、博物館資料の受納を決定したときは、寄贈者に対し、博物館資料受納書(様式第20号)を交付する。

5 寄贈者は、当該資料の寄贈に要する費用を負担しなければならない。ただし、第2項による寄贈の場合はこの限りでない。

(条件付寄贈の禁止)

第21条 館長は、条件を付した博物館資料の寄贈は受納しないものとする。

(資料の寄託)

第22条 寄託者は、博物館資料寄託申込書(様式第21号)により申し込むものとする。

2 館長が資料の寄託を依頼するときは、博物館資料寄託依頼書(様式第22号)により申し出るものとする。

3 館長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その可否を決定し、博物館資料受託可否通知書(様式第23号)により寄託者に通知するものとする。

4 館長は、資料の受託が決定したときは、寄託者に対し、博物館資料受託書(様式第24号)を交付する。

5 寄託された資料(以下「寄託博物館資料」という。)については、特別の事由がある場合を除き、博物館が所蔵する博物館資料と同じ取扱いをするものとする。

6 寄託博物館資料の運搬の方法等を寄託者と協議の上、決定するものとする。

7 資料の寄託に係るその他必要な事項については、別に定める。

(条件付寄託の禁止)

第23条 館長は、条件を付した寄託は受託しないものとする。ただし、館長が条件を認める場合は除くものとする。

(寄託資料の利用)

第24条 館長は、寄託者の承諾を得て、寄託博物館資料の観察、模写、模造、複写、複製、撮影、計測等を行い、これを印刷物に掲載し、又はこれを公刊し、若しくは頒布することができる。

2 寄託博物館資料を館外に貸し出す場合は、寄託者の承諾を得なければならない。

3 寄託博物館資料の運搬、展示及び保管のために必要な修理は、博物館において実施することができる。

(資料の寄託に係る費用等)

第25条 寄託者は、当該資料の博物館収蔵までに要する費用を負担しなければならない。ただし、第21条第2項による寄託の場合は、この限りでない。

2 寄託博物館資料の保管料は、無償とする。

(寄託資料の返還)

第26条 寄託博物館資料は、寄託期間が満了したときは、これを寄託者に返還する。

2 寄託者は、寄託期間中であっても、寄託博物館資料返還申込書(様式第25号)を提出して寄託資料の返還を受けることができる。

3 寄託資料の返還は、寄託資料受託書と引換えに行わなければならない。

4 代理人を持って寄託資料の返還を受ける場合は、寄託資料受託書のほか、委任状を必要とする。

(寄託資料の一時預かり)

第27条 館長は、寄託の申込みのあった資料について審査を行う場合に、当該資料の引渡しを受けたときは、寄託者に寄託博物館資料一時預り証(様式第26号)を交付するものとする。

2 館長は、寄託資料を受託した場合に、寄託者に前項の規定により当該資料に係る一時預り証を交付しているときは、これと引換えに寄託資料受託書を交付するものとする。

(寄託資料の一時返還)

第28条 寄託者は、寄託期間中において、祭典、法要、修理その他特別の事由があるときは、寄託博物館資料の一時返還を受けることができるものとする。

2 寄託者は、前項の規定により一時返還を受けようとするときは、寄託博物館資料一時返還申込書(様式第27号)により申し込むものとする。

3 一時返還の期間は、2か月以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

4 一時返還期間中の寄託博物館資料の管理については、博物館は、その責めを負わないものとする。

(資料の借用)

第29条 博物館が展示、調査、研究等を目的として博物館資料の借用・出品を依頼するときは、博物館資料借用依頼書(様式第28号)により申し出て、資料と引換えに当該資料の所有者に博物館資料借用書(様式第29号)を発行する。ただし、依頼に際し、借用・出品元が、必要な書類の書式を指定する場合は、この限りではない。

2 前項の依頼によらないで博物館に博物館資料を出品しようとする者(以下「出品者」という。)は、博物館資料出品申込書(様式第30号)により申し込むものとする。

3 館長は、第2項の規定による申込みがあったときは、その可否を決定し、博物館資料出品受託可否通知書(様式第31号)により出品者に通知するものとする。

4 前項の博物館資料の受託が決定したときは、当該資料の出品者に対し、出品博物館資料預り書(様式第32号)を交付する。

5 借用又は出品博物館資料については、特別の契約がある場合を除き、博物館に所蔵する博物館資料と同じ取扱いをするものとする。

6 館長は、所有者又は出品者の承諾を得て、借用又は出品資料の観察、模写、模造、複写、複製、撮影、計測及び印刷物への掲載をすることができるものとする。

7 借用又は出品博物館資料を返還するときは、博物館資料借用書又は出品博物館資料預り書若しくはこれに代わる証書と引き換えに当該資料を返還するものとする。

8 出品者は、当該資料の出品に要する費用を負担しなければならない。ただし、第1項による借用・出品の場合は、この限りでない。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年1月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年1月31日規則第2号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第8条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第10条関係)

様式第11号(第17条関係)

様式第12号(第17条関係)

様式第13号(第18条関係)

様式第14号(第18条関係)

様式第15号(第19条関係)

様式第16号(第19条関係)

様式第17号(第20条関係)

様式第18号(第20条関係)

様式第19号(第20条関係)

様式第20号(第20条関係)

様式第21号(第22条関係)

様式第22号(第22条関係)

様式第23号(第22条関係)

様式第24号(第22条関係)

様式第25号(第26条関係)

様式第26号(第27条関係)

様式第27号(第28条関係)

様式第28号(第29条関係)

様式第29号(第29条関係)

様式第30号(第29条関係)

様式第31号(第29条関係)

様式第32号(第29条関係)

### (3) 要綱

○対馬市立博物館資料取扱要綱

令和2年12月1日

告示第140号

(趣旨)

第1条 この告示は、対馬市立博物館条例(令和2年対馬市条例第43号。以下「条例」という。)第3条第1号に規定する対馬市立博物館(以下「博物館」という。)における博物館資料の収集、整理、保管、保存、展示及び活用等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(博物館資料の収集方法)

第2条 条例第3条第1号に規定する博物館資料は、購入、寄贈、寄託、借用、複製の制作、発掘、採集その他の方法により収集するものとする。

(審査)

第3条 館長は、対馬市立博物館条例施行規則(令和2年対馬市規則第34号。以下「規則」という。)第20条に規定する寄贈又は同規則第22条に規定する寄託又は同規則第29条に規定する借用又は出品資料の複製を検討する資料並びに購入予定の資料について、当該資料の鑑査及び評価(以下「審査」という。)を行わなければならない。

2 前項の規定による審査は、館長、学芸員又は市長が委嘱する博物館資料審査員(以下「審査員」という。)が行う。

3 審査を行う場合は、あらかじめ所有者から必要な書類を徴するとともに、調査研究に必要な期間を設けるものとする。

4 審査の結果は、調査研究報告書(以下「報告書」という。)としてまとめるものとする。

(審査員)

第4条 市長は、審査及び資料の価値、価格等の鑑定(以下「鑑定」という。)を行う審査員を、その都度委嘱することができるものとする。

2 審査員は、5人以内で市長が委嘱する。

3 審査員は、次に掲げる条件を備える者とする。

(1) 当該資料に関する専門的な知識経験を有する者

(2) 当該資料について、利害関係を有しない者

(鑑定の付託)

第5条 市長は、鑑定を付託する場合は、第3条第4項に規定する報告書を添えて審査員に付託するものとする。

(鑑定)

第6条 鑑定は、審査員が相互に協議して行うものとし、原則として審査員全員の同意を得て、これを決定する。

2 審査員は、鑑定の結果について、全員の署名押印をした博物館資料評価調書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 審査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(収集の要件)

第7条 館長は、審査及び鑑定を経て、収集することを適当と認めた博物館資料について、購入、寄

贈、寄託、借用、又は複製の制作を行うものとする。

(台帳の整理)

第8条 館長は、第2条の規定により収集した博物館資料を記録する収蔵資料台帳(以下「台帳」という。)を整理しなければならない。

(寄託期間)

第9条 博物館資料の寄託期間は、規則第21条第4項に規定する博物館資料受託書の発行日が属する年の翌年の発行日の前日までを1年とした5年間とする。

2 館長は、寄託期間満了1か月前までに寄託者に対し、当該期間満了の日を通知するものとする。この場合、寄託者は、寄託期間の更新を希望するときは、その旨を博物館資料寄託期間更新申込書(様式第2号)を提出し、館長に申し込まなければならない。

3 館長は、前項の申込みがあったときは、その寄託期間更新の可否を博物館資料寄託期間更新可否通知書(様式第3号)により、寄託者に通知するものとする。

(寄託資料の所有者等の変更)

第10条 寄託者は、寄託資料の所有権を移転したとき、又は所有者の氏名及び住所に変更があったときは、寄託博物館資料所有者等変更届(様式第4号)を提出するものとする。

2 前項の場合において、変更後の所有者は、変更前の所有者に交付した規則第22条第4項に規定する博物館資料受託書(以下「受託書」という。)とともに、氏名、住所及び所有者の変更の事実を証する書類を添えて、規則第22条第1項に規定する博物館資料寄託申込書により、その寄託を申し込まなければならない。

3 館長は、前項の規定による届出があったときは、変更後の所有者に対し、速やかに受託書を交付するものとする。

(受託書の再交付)

第11条 館長は、寄託者から受託書の亡失、盗難、滅失又は破損の申出があった場合は、受託書を再交付するものとする。

(借用期間等)

第12条 規則第29条第1項の規定により博物館資料借用書を発行する場合、館長は、貸与者と協議の上、借用期間を決定するものとする。

2 館長は、借用期間を更新しようとするときは、貸与者にその旨を申し出て、その承諾を得なければならない。

(借用資料の管理)

第13条 市長は、借用博物館資料を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償するものとする。

(寄託等博物館資料の特別利用)

第14条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、適当と認めた場合に限り、条例第12条第2項の許可をすることができる。

(1) 寄託者の特別利用の同意がある場合

(2) 国、地方公共団体その他教育機関等が、教育、学術又は文化に関する事業の用に供することを目的とする場合

(3) 個人の者で、学術研究の用に供することを目的とする場合

(4) その他館長が特に必要があると認めた場合

2 館長は、博物館資料の管理上、支障が生じると認められるものについては、前項の許可をしない

ものとする。

(特別利用の手続き)

第15条 寄託された博物館資料の特別利用の許可を受けようとする場合、特別利用者は寄託者の同意を証する書類(以下「同意書」という。)を申請書に添付しなければならない。

2 前項に規定する同意書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者及び寄託者の住所等連絡先及び署名捺印

(2) 資料の種別名称等

(特別利用の立会い)

第16条 博物館資料の特別利用は、原則として博物館内において、博物館職員立会いの上、行うものとする。

(出版物等掲載の条件)

第17条 特別利用の許可を受けた者が、特別利用によって複製された資料を出版物等に掲載しようとするときは、次に掲げる条件に従わなければならない。

(1) 写真原版に係る著作権は、市に帰属させること。

(2) 出版掲載物に、所蔵者等を明記すること。

(3) 出版物等を速やかに博物館に提出すること。

(特別利用の館外貸出しの手続)

第18条 規則第10条の規定により博物館資料の特別利用に際し、館外貸出しを受けようとする者(以下「借受者」という。)が許可を申請するときは、申請書に次の各号に掲げる事項のうち館長が必要と認めるものについて、説明する写真、図面、文書等による資料を添付しなければならない。

(1) 特別利用を行う施設の概要

(2) 前号施設における特別利用を行う場所

(3) 特別利用を行う目的や理由

(4) 特別利用の実施に係る企画又は計画

(5) 特別利用を行う場所の資料保存に係る環境

(6) その他、館長が必要と認めるもの

(貸出許可の条件)

第19条 館長は、博物館資料の特別利用に際し、館外貸出しを許可する場合には、当該資料の管理等について、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 借受者は、貸出しを受けた博物館資料(以下、「貸出資料」という。)を善良な管理者の注意をもって管理すること。

(2) 貸出資料の取扱いは、学芸員又はこれと同等の資格を有すると認められる者が行うこと。

(3) 貸出資料の貸出し、保管及び返納に要する費用は、すべて借受者の負担とすること。

(4) 借受者は、貸出資料を利用目的以外の用に供してはならないこと。

(5) 展示は、原則としてケース内展示とし、所蔵者等を明示すること。

(6) 借受者において貸出条件に違反する行為があるとき、又は特別の事由が生じたときは、貸出期間中であっても貸出しを取り消す場合があること、及びこの場合において生じた借受者又は第三者の損害については、市はその責めを負わないものであること。

(7) 貸出資料のうち、あらかじめ館長が指定した資料については、借受者において損害保険を掛けなければならないこと。

(8) 前各号に定めるほか、博物館職員の指示に従うこと。

(貸出資料の返納)

第20条 貸出資料の返納は、博物館職員が当該資料を点検し、異状のないことを確認した後引渡しを受け、資料借用書を借受者に返還するものとする。

(貸出資料の損害賠償)

第21条 借受者の責任による貸出資料の滅失、盗難、損傷等があった場合は、借受者がその損害の賠償を行うものとする。

(委任)

第22条 この告示に定めるもののほか、博物館資料の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年1月31日告示第15号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第9条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第10条関係)

○対馬市立博物館運営委員会設置要綱

令和2年12月1日

告示第141号

(設置)

第1条 この告示は、対馬市立博物館条例(令和2年対馬市条例第43号。以下「条例」という。)

第2条の表に掲げる博物館(以下「博物館」という。)の適正な運営を図るため、対馬市立博物館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 条例第3条に規定する事業について、市長に対して意見を述べること。

(2) 博物館の適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。

(組織)

第3条 運営委員会の委員(以下「委員」という。)は、博物館資料に関する学識経験者、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、観光に関する団体に属する者及び博物館活動を通じた人づくり、地域づくりに資する活動を行い、知見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の定数は8人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(博物館運営委員会の構成)

第5条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

6 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年対馬市条例第42号)により支給する。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、観光交流商工部博物館学芸課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この告示は、公布から施行する。

## (4) 規程

○対馬市立博物館処務規程

令和2年9月30日

訓令第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、対馬市立博物館(以下「博物館」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 博物館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 歴史、芸術、民俗及び自然科学等に関する資料の収集、整理、保管、保存に関すること。
- (2) 歴史、芸術、民俗及び自然に関する文化的資源の専門的及び技術的な調査及び研究に関すること。
- (3) 歴史、芸術、民俗及び自然科学等に関する資料の展示及び活用に関すること。
- (4) 地域の歴史、芸術、民俗及び自然等文化資源に関わる説明、助言、指導に関すること。
- (5) 文化的資源の活用による教育、学術及び文化の発展に寄与すること。
- (6) 文化的資源に関わる講演会、講習会、研究会等の開催など教育普及活動に関すること。
- (7) 博物館事業の調整及び運営に関すること。
- (8) 展覧会の企画、計画及び運営に関すること。
- (9) 博物館の施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- (10) 博物館の施設利用に関すること。
- (11) その他博物館の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(専決事項)

第3条 館長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 対馬市立博物館条例(令和2年対馬市条例第43号)第3条に規定する事業に関すること。
- (2) 博物館運営委員会に関すること。
- (3) その他、簡易又は定例的な事務の執行に関すること。

(その他)

第4条 この訓令に定めるもののほか、博物館の処務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

○対馬市立博物館管理規程

令和2年12月1日

訓令第20号

(目的)

第1条 この訓令は、対馬市立博物館条例施行規則(令和2年対馬市規則第34号。以下「規則」という。)第30条の規定に基づき、対馬市立博物館(以下「博物館」という。)の管理に関する事項を定め、もってその保全及び秩序維持を図り、管理運営の円滑な執行を期することを目的とする。

(博物館管理者)

第2条 この訓令を適切に実施するため、博物館管理者(以下「管理者」という。)を置き、博物館学芸課長の職にある者を持って充てる。

2 管理者が不在のときは、あらかじめ管理者が指定する職員がその職務を行う。

(管理者の職務)

第3条 管理者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 秩序の維持に関すること。
- (2) 火災、盗難その他災害の防止に関すること。
- (3) 室内の整理整頓に関すること。
- (4) 防火装置及び非常用具などの管理に関すること。
- (5) 利用の規制に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、博物館の通常の運営に必要な事項

(職員の協力義務)

第4条 この訓令に基づいて管理者が取締まりに関し必要な指示をしたときは、職員は、その指示を誠実に守らなければならない。

(備付表簿)

第5条 博物館において、備えなければならない表簿は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 博物館に係る条例、規則、要綱及び規程等
- (2) 博物館沿革
- (3) 設計図書類
- (4) 業務日誌
- (5) 収蔵資料台帳
- (6) 図書台帳
- (7) 鍵保管台帳
- (8) 前各号に掲げるもののほか、館長が必要と認めた表簿

(利用の制限)

第6条 博物館の開館及び開館時間は、規則第2条の規定によるほか、施設の一部について管理者が特に必要と認めたときは、これを制限することができる。

2 前項の規定により制限するときは、その旨をあらかじめ当該施設の入口に掲示する等の措置を講じなければならない。

(鍵の保管)

第7条 博物館の鍵(以下「鍵」という。)は、管理者の指定した者(以下、「保管者」という。)が保管する。

2 前項の規定により保管者を指定した場合は、鍵保管台帳に記載するものとする。

(火気の使用)

第8条 博物館では、対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号。以下「総務省令」という。)第18条第1項1号から3号に規定する対象火気器具等の使用を禁じるものとする。

2 博物館職員は、博物館内において電気を熱源とする総務省令第18条第1項4号に規定する対象火気器具等を使用しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

第9条 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 敷地及び館内で喫煙すること。
- (2) ごみ等を所定の場所以外の場所に捨てること。
- (3) 管理者が認める者以外の者が一般共用部分以外に立ち入ること。
- (4) 博物館利用者の通行等利用を妨害すること。
- (5) 無許可でのビラ等の配布、散布又は貼付すること。
- (6) 正当な理由なくして銃砲刀剣類を持ち込むこと。
- (7) 危険物及び引火しやすい物件を持ち込むこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が管理上禁止する行為

(博物館における行為の制限)

第10条 博物館においては、あらかじめ許可を受けた場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 定められた場所以外に物件を置くこと。
- (3) 文書、ポスターその他のはり紙、掲示板、立看板等の掲示を行うこと。
- (4) 飲食をすること。

2 前項各号に掲げる行為の許可について必要があると認めるときは、規則第5条の許可書に条件を付し、許可するものとする。ただし、当該行為が次の各号のいずれかに該当するときは許可しないものとする。

- (1) 設備等を著しく損傷し、又は汚染すると認められるとき。
- (2) 博物館の秩序を著しく乱すと認められるとき。
- (3) 著しく博物館入館者の妨げになると認められるとき。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められるとき。
- (5) 火災又は盗難の予防上極めて不適當と認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、許可することが不適當と認められるとき。

(許可の取消し、立入り禁止等)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を与えた場合であっても許可を取消し、又は立入りを禁止し、若しくは博物館から立ち退きを求める等、必要な措置をとることができる。

- (1) 許可の事実と相違した行為をしたとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき又は指示に従わないとき。
- (3) 禁止行為を行ったとき。

(違反者に対する処置)

第12条 管理者は、博物館において前条各号に規定する禁止行為のいずれかに該当すると認められる者に対して、博物館における秩序維持又は災害の防止並びに管理清掃上のため必要があると認めるときは、博物館への出入りの制限、禁止及び許可の取消し、又は変更物件の撤去若しくは博物館からの退去を命ずることができる。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年1月31日訓令第1号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。



## 対馬市立対馬博物館年報第 1 号

発行日 令和 7 年 3 月 31 日

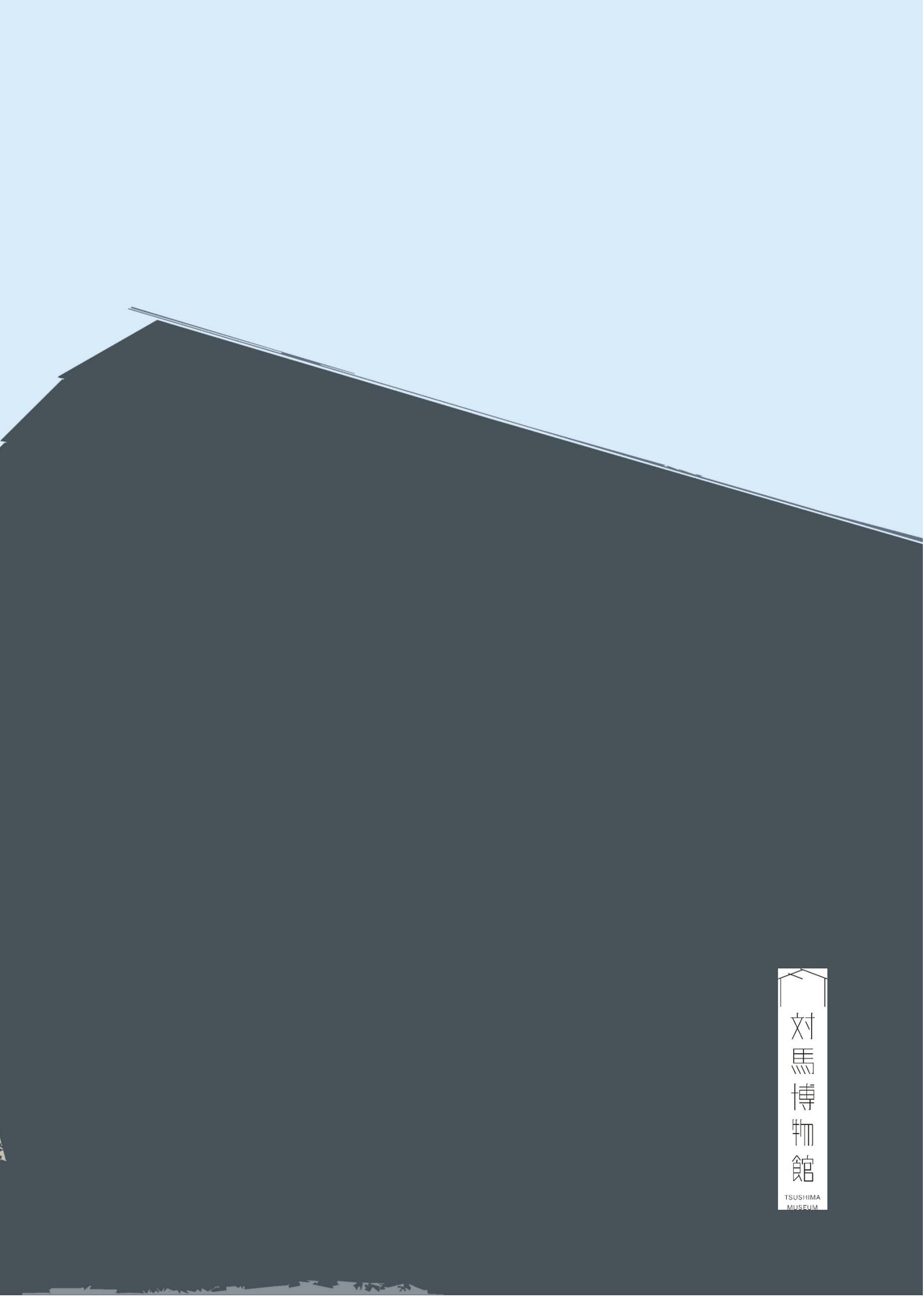
発行 対馬市観光交流商工部博物館学芸課

〒817-0021 長崎県対馬市厳原町今屋敷 668 番地 2

TEL 0920-53-5100 FAX 0920-53-5111

対馬博物館公式 WEB サイト

<https://tsushimamuseum.jp/>



対馬博物館

TSUSHIMA  
MUSEUM